

令和2年第3回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和2年9月3日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 9月3日 午前10時10分開会
4. 応招議員

1番	辻内正誠	2番	下中一平
3番	山本義史	4番	欠員
5番	上滝義平	6番	野木康司
7番	山本隆敏	8番	藪坂眞佐
9番	中西利彦	10番	西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町長	中井章太	副町長	和田圭史
教育長	森本弥寿則	総務参事	奥出亘
マスターズ参事	岡本克也	財務課長	山本剛
総合政策参事	北谷隆範	町民課長	藤本和彦
税務収納課長	坂本圭至朗	長寿福祉課長	久野史人
暮らし環境整備課長	紺田正俊	産業振興課長	中尾勇
文化観光交流課長	坂本やよい	教育次長	上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局長	小西修司	主査	中出敬子
----	------	----	------
10. 議事日程

日程1	会議録署名議員の指名について
日程2	会期の決定について
日程3	議長の諸報告について
日程4 報第7号	令和元年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告について

- 日程 5 議第 27 号 吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについて
- 日程 6 議第 28 号 吉野町税条例の一部を改正することについて
- 日程 7 議第 29 号 吉野町手数料条例の一部を改正することについて
- 日程 8 議第 30 号 令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号について
- 日程 9 議第 31 号 令和 2 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について
- 日程 10 認第 1 号 令和元年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 11 認第 2 号 令和元年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 12 認第 3 号 令和元年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 13 認第 4 号 令和元年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 14 認第 5 号 令和元年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 15 認第 6 号 令和元年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 16 認第 7 号 令和元年度吉野町水道事業特別会計の剰余金処分及び決算の認定について
- 日程 17 一 般 質 問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

藪坂議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回吉野町議会定例会を開会いたします。

本定例会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。

本定例会においては、長時間の密閉空間を避けるため、議場の窓や扉を開放のまま会議を実施し、適宜休憩をとります。発言時において、マスクなどの着用をお願いいたします。

飲み物持込み、云々については従来どおりでございます。これは、傍聴規則の一部を適用除外し、傍聴人の皆様にも飲み物の持込み・飲用についても同様と致します。それでは、町議会に係る皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願いします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

9番 中西利彦議員、10番 西澤巧平議員を指名いたします。

会期の日程についておはかりいたします。

本定例会は、本日より14日までの12日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より14日までの12日間と決定いたしました。

開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

中井町長

おはようございます。

(「おはようございます」 の声あり)

開会にあたりひとことあいさつを申し上げさせていただきます。

まずは、令和2年第3回吉野町議会定例会に議員の各位の皆様方におかれましては、コロナの中、全員ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日の定例議会への議案上程でございますけれども報告案件が1件、条例制定が1件、条例改正が2件、補正予算が2件、決算認定が7件でございます。

臨時議会が7月31日に開会され、未だにコロナが続いており、経済、観光、産業、すべてにおいて影響が出てきております。そんな中で、行政報告にしましては皆様方の手元に配布のとおりでございます。特に今年は第1回の市町村サミットが8月19日に開会されました。例年よりも少し遅い時期でございますけれどもコロナ禍を見据え、県知事の方からも改めて土地利用プラスまちづくりという形の「どうやって関連づけていくか」というところを中心にお話をいただきました。吉野町におきましても「観光、産業、土地利用」非常に重要な点でございますので、こういった点につきましても各行政、議会の皆様方と連携をとりながらコロナ禍を乗り切って参りたいと思います。

そして、この議会中にはおそらく大型台風がまた接近しております。コロナの中でございます。非常に災害に備えて「町民の皆様方の命を守る」「いかなる時も守る」という形で臨んで参りたいと思いますので、議員各位にもご協力の程よろしくお願い申し上げます。

改めまして、本日からはじまります定例議会、慎重審議お願い申し上げ冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

藪坂議長

ありがとうございました。

日程3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第128条第1項ただし書きの規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承お願いいたします。

日程4 報第7号「令和元年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告

について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

山本財務課長。

山 本
財務課長

失礼いたします。報第7号令和元年度決算に基づく吉野町健全化判断比率等の報告につきまして、既にお配りしております「提出議案等の説明資料」こちらの2ページを基に説明をさせていただきます。

まず根拠法令につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、健全化の比率と資金不足比率につきまして、議会への報告を行うものでございます。

まず、健全化に関する比率の方から2段目にございます「令和元年度の指標」をご覧ください。まず左から「実質赤字比率」それから「連結実質赤字比率」こちらにつきましては、赤字ではないため、数値がなく横線ダッシュの表示となっております。続きまして、右に動きまして、「実質公債費比率」令和元年度の数値は、8.9パーセントということで、前年に比べまして0.9ポイントの悪化となっております。また右に動いて「将来負担比率」につきましては、108.7パーセントと前年に比べまして、10.0ポイントの悪化となっております。

下の段に移りまして、「早期健全化判断基準」につきましては、「実質公債費比率」のほうは、25パーセント以上、続いて「将来負担比率」については350.0パーセント以上を超える場合は、この基準に該当するわけではございますが、8月7日にありました決算監査におきまして、この数値を下回り概ね適正であるとの報告をいただいておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、「公営企業会計の資金不足比率について」でございます。

資金収支不足につきましては、水道事業・下水道事業・農業集落排水事業、共に資金収支不足がなかった為、こちらも数値がなしということで横線ダッシュの表示となっております。

以上ご報告とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

ございませんか。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程 5 議第 27 号「吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

奥出総務参事。

奥 出
総務参事

失礼します。

議第 27 号につきまして説明申し上げます。

根拠法令につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律でございます。

今回の法改正によりまして、選挙公営制度の対象が、市と同様に町村の選挙にも拡大されたというところで、選挙に要する費用につきまして、公費負担するということを条例で規定するものでございます。

公費負担する費用の主なものにつきましては、まず 1 点目が「選挙運動用自動車の使用に係る公費負担」でございます。こちらにつきましては、自動車の借り入れ燃料、また運転手雇用を一括して契約するいわゆる一般運送契約の場合とそれぞれ個別に契約する場合の規定でございます。

また 2 点目としまして、今回の法改正により選挙運動用ビラの公費負担というところで町議会議員選挙におきましても 1,600 枚を限度として、ビラの頒布が解禁になります。そのビラ作成の費用の公費負担でございます。

また 3 点目としまして、選挙運動用ポスター作成の公費負担というところで

ございます。こちらにつきましては、町内のポスター掲示場の数 97 か所になりますが、その分につきましてポスター作成の公費負担をするというところでございます。

施行期日につきましては、令和 2 年 12 月 12 日というところで、その日以降にその期日を告示される選挙から適用されるということで、現在のところ令和 3 年 2 月の吉野町議会議員通常選挙から適用されるということになります。1 番下の欄にございます参考事項でございます。

今回の法改正によりまして本条例に規定するほか一部改正内容がございます。まず立候補届出時の添付書類の宣誓書の様式の見直し、またさきほど申しました町議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁というところでございます。また町村議会議員選挙においても供託金制度が導入されます。供託金の額は 15 万円。没収点は、有効投票数割る定数掛ける 10 分の 1 というところでございます。以上ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

菟坂議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 6 議第 28 号「吉野町税条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

坂本税務収納課長。

坂本税務
収納課長

失礼いたします。

議第 28 号「吉野町税条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。
提案理由につきましては、事務局朗読のとおりでございます。

説明資料の 4 ページの方をご覧ください。改正の主なものについてその概要を説明いたします。

1 点目、「たばこ税課税標準に係る改正」でございます。

軽量の葉巻たばこの本数の算定方法の改正を行うもので、令和 2 年 10 月 1 日、令和 3 年 10 月 1 日と段階的に改正をするものでございます。

2 点目、「個人住民税に係る未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し」でございます。こちらにつきましては、令和 3 年度分の個人住民税から適用となります。

3 点目、「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について」でございます。政府の自粛要請等を踏まえて「文化庁・スポーツ庁」指定行事の中止等により生じた入場料金等払い戻し請求権を放棄した場合に寄附金税額控除の対象とするものでございます。

4 点目、「住宅借入金等の特別税額控除の特例について」でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により住宅の工期の遅れ等を踏まえ、現状の適用条件の期限を令和 2 年 12 月 31 日から令和 3 年 12 月 31 日まで 1 年間延長するものでございます。

5 点目、「国税におけます連結納税制度の見直しに伴う対応」でございます。企業グループ全体を 1 つの納税単位として一体として計算した法人税額を親法人が申告する現行制度を各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行うなど、国税の見直しにあわせて所要の措置を講ずるものでございます。こちらは、令和 4 年 4 月 1 日からの施行となります。以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

菟坂議長

質疑を求めます。

ございませんか。

これで質疑を終わります。

おはかりします。本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 7 議第 29 号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

藤本町民課長。

藤 本
町民課長

それでは、議第 29 号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」説明させていただきます。

資料の 5 ページをご覧ください。

提案理由といたしましては、さきほど事務局の説明のとおりです。

改正する条例の概要ですが、「吉野町手数料条例」。改正概要の①通知カードの再交付手数料に関する規定を廃止いたします。②として住民票の除票の写しの交付手数料を規定。

以下、除票記載事項証明書、戸籍の附票の除票の写しの手数料。

所要の規定の整備をいたします。いずれの証明書の手数料も 300 円として追加いたします。施行期日は公布の日から施行予定となっております。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

菺坂議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 8 議第 30 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号について」を議案として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

山本財務課長。

山 本
財務課長

失礼いたします。議第 30 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号」につきましてご説明いたします。

資料のほうは、説明資料の 6 ページ、7 ページをご覧ください。

まず、補正予算の概要でございます。

歳入歳出の補正といたしまして、「第 1 条」補正額が 2 億 750 万 8,000 円。

補正後の歳入歳出予算額を 74 億 186 万 1,000 円とするものでございます。

また「第 2 条」といたしまして、「地方債の補正」変更といたしまして、起債の目的「空家改修」につきまして補正額 250 万円を増額し、補正後の限度額を 550 万円に。「消防施設の整備」といたしまして、補正額 900 万円を増額して、補正後の限度額を 2,210 万円。また「臨時財政対策債」を 425 万円増額しまして、補正後の限度額を 1 億 543 万 3,000 円とするものでございます。

歳入の補正につきまして、主なものをご説明させていただきます。

第 11 款「地方交付税」補正額 2 億 4,252 万 9,000 円でございます。内容につきましては、普通交付税の増額の通知によりまして、今回増額補正を行うものでございます。

続きまして、15 款「国庫支出金」金額のほうは、7,999 万 8,000 円。主なも

のいたしましたは、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」9,462万2,000円でございます。

16款といたしまして、「県支出金」175万円。こちらにつきましては、奈良県のコロナ交付金として社会経済回復奈良モデルの応援補助金として吉野町のほうに295万円交付されるものでございます。尚、「文化財保存県補助金」といたしまして、マイナス120万円等が事業のコロナの関係等での中止に伴いまして減額となっております。

19款「繰入金」といたしまして、金額のほうは1億4,928万1,000円の減額でございます。内容といたしましては、さきほど11款のほうで説明をいたしました「普通交付税」の増額に伴いまして、基金の取り崩し額を減額するものとして、「財政調整基金繰入金」については、1億734万6,000円を減額します。また、関西ワールドマスタースゲームズ等の全国中学カヌー大会等の中学生カヌー大会等の実施が中止となったことから、そちらの事業の財源として充てる予定でありました「ふるさとづくり基金」また「ふるさと整備基金」等の減額を行うものでございます。

21款「諸収入」といたしまして、金額1,210万円でございます。こちらは、住民基本台帳システムの改修費に伴う費用ということでございます。

「町債」につきましては、さきほど「地方債」の補正で説明させていただきましたとおりでございます。

続きまして、7ページのほうに移っていただきまして、歳出の補正につきまして、主な概要説明をさせていただきます。

まず、職員給与費につきましては、第2款から第9款まで16事業に及びまして4月と7月の人事異動に伴います職員給与費の補正を行うものでございます。全体といたしまして、金額は787万9,000円の減額となっております。

2款「総務費」補正額は、1億5,866万6,000円としております。主な内容といたしましては、令和元年度の決算によりまして繰越金が約3億円生じたことからその半分を地方財政法第7条の規定に基づきまして基金積立を行うものということで、1億5,000万円を総額で基金積立するものでございます。内訳

といたしましては、財政調整基金に7,000万、減災基金のほうに5,000万、庁舎整備基金のほうに3,000万を予定しているところでございます。

続きまして、コロナウイルスの感染症対策事業といたしまして、電算管理事業のほうで、610万5,000円。インターネット系のパソコン等の整備に係る費用でございます。

続きまして、3款「民生費」でございます。金額のほうが712万円。主なものといたしましては、社会福祉協議会への負担金450万、また老人福祉施設等の運営管理事業に係る費用200万円でございます。

それから第6款「観光商工費」といたしまして、金額のほう6,651万3,000円増額を行うものでございます。主なものといたしましては、コロナウイルスの感染症対応の事業といたしまして、「事業所継続応援事業」6,000万円を増額するものと、コロナに関連しまして、イベントですとか講演会ですとか、移動のほう制限されたりというようなことで各事業の費用の減額を行うものでございます。

8款「消防費」金額のほう2,845万5,000円でございます。主なものといたしましては、「災害対策事業費」1,795万円。こちらもコロナウイルスの感染症対応に伴います消耗備品等の整備に係る費用でございます。

9款「教育費」金額のほう4,738万4,000円の減額でございます。今回新たに増額するものといたしましては、コロナ関連の対策費といたしまして「語学指導外国人招致事業」のほう301万7,000円。「ICTを活用した学びの意欲向上事業」のほう400万円を予定しております。

またコロナの感染症の影響によりまして、事業を中止・延期となりました1つ「吉野万葉整備活用事業」については、1,173万2,000円の減額。またさきほど歳入でも説明いたしました「関西ワールドマスターズゲームズ」については、5,083万円の減額を行っているところでございます。

以上、主な補正予算の第6号の（案）の概要につきまして、ご説明させていただきました。よろしくご審議の程お願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

質疑がないようですのでこれで終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 9 議第 31 号「令和 2 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

久野長寿福祉課長。

久野長寿
福祉課長

失礼します。

議第 31 号「令和 2 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号補正」につきまして議案提案説明資料をもとに説明をさせていただきます。

8 ページをご覧ください。

補正の概要といたしましては、令和元年度介護保険特別会計保険事業勘定の決算によって生じた 3,774 万 4,000 円の取扱いについての補正予算（案）でございます。

補正前の額、13 億 2,490 万円に 3,774 万 4,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算額 13 億 6,264 万 4,000 円とする補正予算（案）でございます。

歳入の補正といたしまして、7 款「繰越金」に前年度繰越金として 3,774 万 4,000 円。歳出の補正といたしまして、4 款「基金積立金」財政調整基金積立金として、1,893 万 4,000 円。また 5 款「諸支出金」として、令和元年度国庫及び県費補助金確定に伴う返還金として 1,881 万円の補正を行いたい旨の提案でご

ございます。ご審議よろしくお願いたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

ございませんか。

では、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は予算決算特別委員会に付託することいたします。

日程 10 認第 1 号「令和元年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」

日程 11 認第 2 号「令和元年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 12 認第 3 号「令和元年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 13 認第 4 号「令和元年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 14 認第 5 号「令和元年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 15 認第 6 号「令和元年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程 16 認第 7 号「令和元年度吉野町水道事業特別会計の剰余金処分及び決算の認定について」を議題として一括上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

奥出総務参事。

奥 出
総務参事

失礼します。

ただいま一括上程されました、認第1号から第7号までのうち、私のほうから認1号から第6号までにつきまして、説明させていただきます。

お手元に配布の令和元年度歳入歳出決算説明書、こちらのほうをご覧くださいと思います。

まず、説明書の4ページ、5ページをお開き下さい。

認第1号「一般会計の決算状況」でございます。

歳入決算額63億1,545万2,592円。歳出決算額59億8,048万9,837円。

形式収支につきましては、3億3,496万2,755円。翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、4,533万4,000円。実質収支としまして、2億8,962万8,755円でございます。

恐れ入ります。ページをちょっと戻っていただきまして、2ページ、3ページをお願いします。一般会計の歳入歳出決算の概要でございます。

まず、2ページ「歳入の概要」でございますが、主なものを説明させていただきます。1款「町税」収入済額が7億244万5,000円、前年度比362万6,000円の減でございます。また、10款「地方交付税」でございます。26億3,793万4,000円、前年比1億3,324万8,000円の増でございます。それから、16款でございます。「財産収入」3,527万2,000円、1,064万9,000円の増でございます。また「寄附金」につきましては17款、2億8,753万7,000円、前年比1億6,226万2,000円の増でございます。18款の「繰入金」につきましては、6億1,807万5,000円。こちらも前年比1億9,418万9,000円の増というところで、歳入合計63億1,545万3,000円でございます。

3ページに移っていただきまして、歳出の概要でございます。

こちらにつきましても、増減の大きいものにつきまして説明させていただきます。3款の「民生費」でございます。支出済額が11億5,863万9,000円、前年比9,321万9,000円の減でございます。6款「観光商工費」3億8,775万9,000円、前年比1億7,190万6,000円。こちらにつきましては、ふるさと納税の額

の増に伴います返礼品等の費用の増でございます。9款「教育費」でございます。8億5,005万1,000円でございます。前年比2億2,690万9,000円の増、こちらにつきましては、マスターズ準備関連等の費用の増によるものでございます。10款の「災害復旧費」でございますが、こちらにつきましては、元年度は2,253万7,000円、前年比9,258万1,000円と災害対策の費用は少なくなったというところでございます。

歳入歳出いずれも2ページ、3ページの下に過去5年間の経緯を表示させていただいておりますのでご参照ください。

また、4ページから以降につきましては、歳入の状況それぞれ款別に詳細を説明させていただき、また同様に5年間の推移等を表示させていただいておりますので、説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、説明資料の24ページ、25ページをお願いします。

認第2号「吉野町国民健康保険特別会計の決算状況」でございます。

歳入決算額11億2,882万3,588円、歳出決算額が10億5,478万4,588円。形式収支、実質収支ともに7,403万9,000円でございます。

歳入の状況の中で、国保税につきまして説明させていただきます。

令和元年度の収入済額は2億825万4,335円、前年比1,854万6,974円の減額でございます。こちらにつきましては、それから国民健康保険事業の概要につきまして、前年度比較の一覧が25ページの下にございます。こちらのほうをご覧いただきまして、主なものとしましては、被保険者数につきまして令和元年度は、2,102名ということで、前年比94人の減となっております。

続きまして、26、27ページをお願いします。

認第3号「吉野町後期高齢者医療特別会計」の決算状況でございます。

歳入決算額1億4,998万2,744円、歳出決算額が1億4,945万5,254円、形式収支、実質収支ともに52万7,490円でございます。こちらにつきましても歳入の主なものとしまして「後期高齢者医療保険料」こちらが9,913万1,840円ということで、前年比283万1,840円の増でございます。こちらにつきましても27ページの一番下に後期高齢者医療事業の概要の前年度比較の表を付けさせ

ていただいております。被保険者数につきまして前年度と比べまして 39 人減の 1,902 名ということでございます。

続きまして、28 ページ、29 ページをお願いします。

認第 4 号「介護保険特別会計」の保険事業勘定のほうの決算状況でございます。こちらにつきましては、歳入決算額 12 億 1,711 万 5,256 円、歳出決算額 11 億 7,937 万 2,179 円、形式収支、実質収支ともに 3,774 万 3,077 円でございます。こちらにつきましても歳入の主なものとしましての保険料でございます。介護保険料の収入は、2 億 2,742 万 5,980 円ということで、前年比 1,011 万 7,760 円の減でございます。また歳出の主なものとしまして、2 段目でございます保険給付費でございます。令和元年度の支出済額 10 億 7,623 万 251 円ということで、前年比 3,913 万 2,224 円の減でございます。

29 ページの一番下に介護保険事業の概要、前年比較表をつけさせてもらっております。被保険者数が前年比 50 名減の 3,396 名、また要介護認定者数につきましても 20 名減の 786 名というところでございます。

続きまして、30 ページをお願いします。

同じく、介護保険特別会計のサービス事業勘定でございます。

歳入決算額 330 万 4,467 円、歳出決算額も同額の 330 万 4,467 円でございます。形式収支、実質収支ともにございませぬ。こちらの大幅な減額につきましては、サービス費用の一部が国保連から町を経由して支出していたものが国保連から直接支出されることになった制度等の改正によりまして、大きく減額になっているところでございます。

31 ページをお願いします。

認第 5 号「下水道事業特別会計」の決算状況でございます。

歳入決算額、歳出決算額ともに 2 億 5,138 万 1,282 円ということで、形式収支、実質収支ともに 0 でございます。こちらにつきましては、ページおくっていただきまして、32 ページの下の欄に下水道の普及状況の前年度比較表を付けさせてもらっておりますのでまたご参照いただいたらと思います。

33 ページをお願いします。

認第6号「農業集落排水事業特別会計」の決算状況でございます。

歳入決算額4,215万6,339円、歳出決算額3,395万8,854円、形式収支、実質収支ともに819万7,485円でございます。

続きまして、34ページをお願いします。

34ページにつきましては、一般会計から各特別会計への繰出金の状況につきまして、前年度比較をさせていただいているものでございます。介護保険特別会計から水道事業特別会計まで、6つの特別会計に対しまして令和元年度は、5億6,609万7,000円の繰出しをしておるものでございます。前年比2,621万3,000円の増というところでございます。その下につきましては、過去5年間の繰出金の推移をグラフにしたものでございます。

また35ページにつきましては、町債の状況ということで一般会計、各特別会計、企業会計の町債残高の状況につきまして表示させていただいております。一般会計につきましては、30年度末の現在高が58億800万円。令和元年度発行額、償還額ともに5億8,200万円ということで元年度末の現在高は、前年度と変わらず58億800万円でございます。他特別会計を合計しまして、令和元年度末の現在高につきましては101億4,100万円というところでございます。各会計の町債の残高の推移につきましては、35ページの下欄のグラフで表示させていただいております。

36ページをお願いします。

基金の状況でございます。まず一般会計の基金の状況につきまして、財政調整基金から都市開発基金までございまして、まず財政調整基金につきましては令和元年度積立が1億90万円。取崩額が3億3,000万円ということで、令和元年度末の現在高は、4億8,396万4,442円、他各基金を合計しまして、令和元年度末の現在高につきましては10億4,821万7,408円というところでございます。その36ページの下には基金残高の推移のグラフを表示させていただいております。また37ページにつきましては、各基金の取り崩した主な充当先の充当事業につきまして表示させていただいております。2番としまして介護保険の特別会計の基金状況でございますが、財政調整基金としまして、令和元年度末

1億4,361万5,327円でございます。また3番としまして、農業集落排水事業特別会計の財政調整基金につきましては、1,490万5,937円となっております。

続きまして、38ページをお願いします。

38ページにつきましては、一般会計の令和元年度の繰越事業の表示をさせていただきます。総務費の学校跡地施設整備事業3,286万9,000円から災害復旧事業の現年単独災害復旧事業1,200万円まで、合計12事業におきまして繰越総額が3億11万4,000円でございます。内一般財源が4,533万4,000円というところでございます。39ページからは、財産の状況について表示させていただきます。一般会計の土地・建物、あるいは有価証券、出資による権利、また40ページに移っていただきまして、債券につきまして表示させていただきます。2番としまして、農業集落排水事業の特別会計の土地及び建物の状況について表示させてもらったというところでございます。以上認第1号から第6号までの各会計の決算状況の説明でございます。よろしく願い申し上げます。

藪坂議長

紺田暮らし環境整備課長。

紺田暮らし環境整備課長

失礼します。

私のほうから認第7号「令和元年度吉野町水道事業特別会計の剰余金処分及び決算の認定について」ご説明させていただきます。

お配りさせていただいております提出議案等の説明資料の18ページ、19ページでご説明させていただきます。

まず剰余金の計算書でございます。当年度末の残高といたしまして、資本金が13億763万2,999円でございます。資本剰余金といたしまして1億5,783万682円となっております。利益剰余金といたしまして9,605万4,976円となっております。資本合計といたしまして、15億6,151万8,657円となっております。そして欠損金の処分計算の(案)でございます。資本金といたしまして、13億763万2,999円、そして資本剰余金といたしまして1億5,783万682円となってお

ります。これに伴いまして、未処理欠損金といたしまして1億1,484万8,631円となっております。これにつきましては、繰越決算金として扱わさせていただきます。そして業務の概要でございます。業務の概要といたしまして、給水人口といたしまして6,732人でございます、前年度比242人の減でございます。給水戸数としまして4,595戸、そして年間の排水量は85万7,054m³でございます。そして年間排水量は74万3,040m³でございます。これに伴いまして、有収率といたしまして、86.7パーセントになっております。そして供給単価でございます。供給単価につきましては、234.65円でございます。給水原価といたしまして478.25円となっております。

続きまして、決算の概要を説明させていただきます。収益的収入及び支出でございます。収入の部で主なものを説明させていただきます。合計額といたしまして、水道事業収益といたしまして3億3,242万4,422円となっております

主なものは、営業収益1億9,121万9,909円となっております。対前年度比701万5,215円の減となっております。そして営業外収益といたしまして1億4,119万1,413円となっております。そして支出の部でございます。営業費用といたしまして3億3,109万1,568円となり、総額が3億6,200万1,623円となっております。そして資本的収入及び支出でございます。収入の部の合計といたしまして1億7,406万2,931円となっております。主なものといたしまして、企業債の9,130万円でございます。そして他会計補助金といたしまして6,278万531円となっております。そして支出の部でございます。支出の部といたしましては、総額2億9,046万3,454円となっております。建設改良費といたしまして、1億5,236万9,232円となっております。そして企業債の償還金が1億3,809万4,222円となっております。これに伴いまして資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億1,640万523円は当年度分損益勘定留保資金1億406万4,812円として過年度分損益勘定留保資金60万958円及び地方消費税資本的収支調整額1,173万4,753円で補填しております。

そして企業債の概要でございます。

前年度末の残高といたしまして、25億3,739万7,374円となっております。

本年度分の借上、そして本年度の償還金を精査しまして本年度末の残高といたしましては、24億9,060万3,152円となっております。以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藪坂議長

ただいまの各会計介入歳出決算の監査報告を、中西監査委員にお願いします。

中西議員

監査報告を申し上げます。

去る7月6日に、地方公営企業法第30条第2項の規定により令和元年度吉野町水道事業特別会計に関する決算審査を、また8月7日に地方自治法第233条第2項の規定により令和元年度吉野町一般会計、特別会計の各決算に関する決算審査並びに令和元年度決算に基づく財政健全化審査を、木村監査委員と共に実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査の結果1.「歳入歳出簿等の関係帳簿は、すべて正確であった。」2.「各収支とも、決算内容は法に触れるものがないと認める。」3.「歳入歳出とも適正に行われており、すべて予算に適合しているものと認める。」4.「決算内容は、正確に処理されており、誤りがないものと認める。」5.「歳計現金の管理状況は、万全かつ適正な管理を行っているものと認める。」6.「財政健全化審査における実質公債比率については、早期健全化基準を下回り概ね適正である。」7.「将来負担比率については、早期健全化基準と比較するとこれを下回り概ね適正である。」との結果でありました。なお、次年度からの第5次総合計画を念頭におき、現行の第4次総合計画期間中に実施された取り組みについて、掲げた目標の達成状況や効果検証を行い、外部施策評価も含めその検証結果をわかりやすく町民に説明頂くようお願いをいたします。また、今後の地方財政が一層厳しくなる見通しの中で、決算結果を総括し、これを活かして既存事業、新規事業を問わずその目的や期待される効果と検証を明記した上で、長期的な財政計画と整合のとれた各種施策の推進と行政運営に努めていただきますことを要望をいたします。

監査委員として以上の意見を付して、令和元年度吉野町水道事業特別会計並

びに吉野町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算等の監査報告を終わります。

藪坂議長

上程いたしました各会計歳入歳出決算について質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。認第1号から認第7号については、予算決算特別委員会に付託いたしましたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって認第1号から認第7号については、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

ただいまから換気のために11時15分まで休憩をいたします。11時15分再開でございます。休憩に入ります。

(午前11時 3分 休憩)

(午前11時15分 再開)

藪坂議長

それでは、再開をいたします。

日程17 上滝義平議員より出されております一般質問

(1) 森林環境譲与税について

(2) 選挙制度に係る費用について

の一般質問をお願いします。

上滝議員。

上滝議員

5番、上滝です。ただいまから一般質問をさせていただきます。ちょっと入れ歯の関係で、ものを言いにくいんですけどもご辛抱をいただきたいと思いません。

まず1点目、森林環境譲与税についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、町長のほうから、森林環境譲与税の目的と町の活用方針等につい

てお話をいただきたいと思います。

藪坂議長

町長。

中井町長

上滝議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、森林環境譲与税の目的と町の活用方針についてでございます。

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みを基に、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。実際には、昨年度から森林環境譲与税という形で各自治体、吉野町におきましても1,325万5,000円が配分されております。これに関しましては、昨今、森林の価値、そしてまた木材の価値が管理不行き届きにより災害に見舞われることが多くなってきた。そんな中で、森林整備を緊急的にやっつけよう。そしてまた、森林所有者の意向の下に、木材を生産できるところは経営の林業事業体が、放置される、そしてまた森林を管理していく意欲がないところは各自治体が主体となって整備していくというふうな形で森林環境譲与税、環境税が創設されました。

それを基に、吉野町におきましても、令和元年度、昨年ですけれども、森林放置整備林委託と、まずは昨年度はどういった活用方法をしていくかということで、環境整備促進の積立金という形で、この2つに分けてですけれども、事業を推進させていただきました。

そして、本年度は、森林環境譲与税に関しましては、あるその一定の集落、また地区、やはり所有者の皆さん方がやはり分からない状況が多い、そしてまた、そういった下に事業をやっつけられないといけないということで、道路を中心とした一体的に整備できるような形での森林環境譲与税の森林整備などを進めていくという形で現在至っているところでございます。

ただ、この森林環境譲与税につきましては、本年度約2,800万円程度になってまいります。令和6年からは1,000円が徴収されます。上積み、国税として徴収されます。そうなりますと、財源がもう少し少なくなるかなというふうなことも踏まえまして、やはり事業予算はあっても整備する人がいなければそれが生

きてこないということもありますので、これから吉野町単独、また連携を取りながら、人材育成にも視点を置きながら、この環境譲与税を活用していきたいと思っております。以上です。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

今、町長のほうからご説明があったんですけども、一般の方々がそのことを聞いてよく理解でき得るものかなと。つまり、もっと具体的にどうなのかなということを私が質問したいということで、今回の質問にあたったわけです。

先ほど町長おっしゃった予算額については、令和元年に国から1,325万5,000円、これは正しい答えだと思います。令和2年の事業の予算化は、同じく1,325万5,000円でいいんですか。お答え願いたい。

藪坂議長

町長。

中井町長

本年度も同じく1,325万、1,000円だけ若干違いますけれども、4,000円となっております。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

先ほど聞いておったら、予算額がちょっと違うたようなことで、それに加えて、今は全面的に国税のほうから譲与されたわけでございますけれども、令和6年から納税者に1,000円ずつを加算されるというのはいかがなものですか。はっきりしておるんですか。お答えください。

藪坂議長

町長。

中井町長

これは国税で総務省のほう、そしてまた林野庁の下、令和6年から1,000円を国税として上積み徴収されるということが決定しております。

藪坂議長	上滝議員。
上滝議員	<p>この問題につきましては、町長にお伺いしたいんですけれども、いろいろ国栖地区におきましても、中荘地区におきましても、もちろん中竜、龍門、吉野地区も上市地区もそうだと思いますけれども、その現状をしっかりと見ていただいたら分かるかと思えますけれども、道路沿いの2メートル先を伐採すると。その伐採はええねけれども、国道は県が管理するからそれは対象外やと。あるいは、県道は対象外であるのかどうか。まず、それをお聞きしたいと思います。教えてください。</p>
藪坂議長	町長。
中井町長	<p>従来、道路管理者、例えば、町・県・国道とあります。従来から、この森林環境譲与税の前にも、町としてもそうですけれども、その管理者が安全上、その支障木を伐採していく。ただ、これも全てができるわけでもなく、やはり優先的に財源も必要になってきますので、ある程度、地区要望とか出てきたところ、暮らし環境課のほうでこの道路に関する枝葉とかという事業はやっております。</p> <p>この森林環境譲与税に関しては、あくまでも一体的に整備する、要は、災害のリスクを抑えていく、そういうふうな観点からの活用の使途が1つあります。ただ、それだけではなくて、国税として国民から1人ずつ徴収されるわけですから、やはりその利用に関しては、多面的機能の活用ということで、やはり木材生産とか、都市部であれば木材利用、この吉野町においても公共建築物に利用する、そういった財源の活用をしていかなければならない。この活用に関しては、各自治体は公なホームページ等々で公表していくというふうになっていますので、ある程度そういう一体的であればそういう枝葉もできるということになるんですけれども、単体にそれだけでという部分に関しては、今のところ、町としてはすみ分けをしているところです。</p>

藪坂議長	上滝議員。
上滝議員	<p>今ちょっと町長の答弁の中で大体のことは分かるねんけれども、私も住民の皆さんの思いや願いを聞いた上で、この森林環境譲与税の話をしておるということは間違いない話でございますけれども、住民の方は、国道沿い、あるいは県道沿いに横たわった木がたくさんあると。それも、杉もヒノキも広葉樹もあると。そんな中で、交通の妨げにもなっておる部分、あるいは、落葉して葉がいっぱい落ちてきて、道路が非常に汚くなってきておるという状況の中で、もうちょっと環境に整備すべきであるとは私は思っておるんですけども、そこで町長、中尾課長からちょっと聞いておるねんけれども、この森林環境譲与税は針葉樹のみなんですか。ないんですか。つまり、人工林だけなんですか。ないんですか。そこらお答え願いたいと思います。</p>
藪坂議長	町長。
中井町長	<p>この環境税に関しては、針葉樹でも広葉樹でも構いません。要は、広葉樹も人工的に植えていきますし、いろいろ山というのは多様性に富んだ山がありますので。ただ、そのときに、要は管理体制ですね、要は、その人の所有者の山を、もう自分は管理できない、だから各自治体とかに委託するというそういう契約の下、整備していける山という形でやっていかなければならない。</p> <p>それと同時に、今、上滝議員おっしゃっていただいたように、町民にとっては一緒です。全くその安全な体制を整えていくという観点では一緒です。ですから、従来、この制度ができる前にも、支障物とか枝葉とかというのは非常にいろいろな課題があって、どういった財源であるかというのがネックになっていました。</p> <p>その中で、本来は、まずはその所有者が誰であるか、そして、その境界がどこからどこまでか、これを基にした森林整備をやっていくという、その前座がまず必要なんです。ですから、そういった意味でいくと、町民さんへの意向調査も含めて、管理してほしい、もしくは自分で管理する、そういったことが本来最初にやるべきことであって、その次に、やはりその所有者への例えば協力要請、これ</p>

は全て行政だけでできるわけでもございませんので、やはり地区地区単位によって、やはり自分たちの集落をもう少し明るくしていこう、そして、危険なところを優先順位をつけて段階的に、土地所有者の人にも協力要請をしていただきながら協働でやっていこうというのが、今後の森林環境譲与税の活用になってくるかなと思います。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

なるほどよく分かります。

ただ、この森林環境譲与税という意味から考えたら、やっぱり環境をよくするということも入っておると。そんな中で、今、町長がおっしゃったように、地籍調査の山は、吉野町は6分の1か7分の1ほどだと思います。現状は、もう山の代価が安価な値段であるので、もう山みたいなもの要らんと、放つところという方、あるいは転出を、もうこの8月まで110人も吉野町、減少になっておるわけですが、そんな中で、不法山林というんですか、山林を管理できない方がたくさん増えてきておるという事実があるんですね。

所有者の了解を得て、この森林環境譲与税を生かして、もっと町を明るく、交通安全のことに気を使いながら、この予算を大いに活用していただくことを願っておる一人でございます。

初めに森林環境譲与税の話を担当課へ聞きますと、区長のほうへ、枝を切ることはできません、これは対象になりませんというような話もあった。あるいは、国道沿いだったら、国が管理するのであきませんというような話もあったことは事実です。

私が思うのには、環境という部分では、やっぱり住民の皆さんの思いや願いをしっかりと届けて、行政もしっかりと勉強をしながら、よりよい方向にさせていただいたらなという思いで、今日はこの森林環境譲与税のことについて質問をさせていただきます。

そこで、枝を切るという、そんな枝を切らんと区長から相談あったので、根から切ったらええやないかいと。その根が広葉樹であるのか針葉樹であるのかとい

うのは自分の目で分かるやろうと。人工造林だけやったら、人が造るんですから杉、ヒノキに限るではないかと。そんな考え方で森林環境譲与税は該当しないではないかというような文句も言いつつ、今現在に至っております。そのことをみんなにやっぱり分かりやすくご説明をしていただくようお願いしたいということで、中井町長にこんなご質問をさせていただいたわけであります。

次に、担当課長のほうから、吉野町の森林環境譲与税の事業内容を町民の皆さんに分かりやすく簡単に説明していただきたい。以上。

藪坂議長

中尾課長。

中尾産業
振興課長

ありがとうございます。いろいろ質疑の中で議員さんのほうに誤解を与えるような説明もしたということで、大変申し訳なく思っております。これからはきっちりと誠意を込めて、説明のほうをさせていただきたいなというふうに思っております。

その中で、令和2年3月の産業建設委員会の中でこの森林環境譲与税を活用した3つの事業を提案させていただいて、予算を通させていただいたところであります。

その1つの中の事業、道路沿いの環境整備というところの事業を、今、上滝議員さんのほうがおっしゃっていただいておりますというふうに考えておるところであります。その中でいろいろ現場の立会いもさせていただいて、事業実施に向けて調整をさせていただいております。

その事業の中で、先ほど町長もおっしゃいましたように、道路沿いの山としての道路沿いの環境整備も兼ねた山林としての環境整備を令和2年度から一部環境譲与税を使いながら、また、県の環境税も活用させていただいて、住みよいまちづくりの一環となるようにさせていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

道路沿いのある程度の、台風なりで倒木があっても電柱に引っかからないような適度な面積の部分の杉、ヒノキを刈って行って、そこに低木を植えていくというような、山としての環境譲与税の活用というのを今年度考えております。

ただ、今年度4月から実施予定でございましたですけれども、コロナの関係で、地域とのやりとりをするというところもありまして、事業の実施が遅れておって申し訳なく思っておるところでございます。これから、今年度後半に向けて事業をこれからも進めていきたいなというふうに思っております。

また、地域の区長さん初め山林所有者の皆様方のご協力をいただかないと事業実施も進められないということで、そのあたりも含めて、今後地域の皆さん方と共に事業を進めていきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

ちなみに、中尾課長、この森林環境譲与税の吉野町に対する譲与金が1,325万4,000円と聞きますが、大淀や下市町が分かっておれば、ちょっと参考に教えていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

藪坂議長

中尾課長。

中尾産業
振興課長

失礼いたします。

令和元年度の譲与額といたしまして、1,325万5,000円でございます。当時、2年度の当初予算を組ませていただいたときは、同様の額を譲与されるということで、予算上は1,325万4,000円を計上させていただいたわけなんですけれども、その後、国のほうで譲与額を上げるというところの地方財政計画、税制計画上、立てましたので、総額が、先ほど町長がおっしゃいましたように、2年度については2,800万円程度の譲与額になるというところで、この件につきましてはまだ正式に金額が出ておりませんので、改めてまた補正予算、12月、もしくは3月の議会をお願いをさせていただきたいなというふうに考えております。

その前の段階、当初の吉野町が1,325万5,000円なんですけれども、その段階の額の積算では、大淀町は332万円、下市町は693万2,000円でございます。何分、山林の面積、人工林の面積というところの積算を大きくしておりますので、逆に

川上村でしたら3,014万8,000円というような額になっておるところでございます。以上です。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

ご説明ありがとうございます。

中尾課長、人口林、つまり杉、ヒノキだけではなく、広葉樹もしっかりと、道へそれてきたとか、あるいは腐食して倒れかけておるとか、それは10本以上なければあかんのか、1本でもええのかという部分もあろうかと思えますけれども、住民の皆様方の側に立って行政はやっていただいてほしいと思います。その行政が、暮らし環境ですか、地域が汚くなったり、樋井でも2か所ありましたけれども、そこらを自主的に担当課のほうは掃除していただいて、非常に地域の方々は喜んでおります。やっぱり喜んでもらってこそ、自分たちがやりがいがあったというような行政にさせていただくことを願って、この問題については終わります。

次に、選挙制度に係る費用について。

これも担当課長から、あるいは参事のほうからお話をさせていただいたらいいんですけれども、まず聞きたいのは、吉野町では投票所を何か所設置しているのか。また、投票所を開設するためには、投票所当たりどれぐらいの経費を要するのか、これを簡単に述べていただきたいと思います。

藪坂議長

奥出総務参事。

奥出
総務参事

失礼します。

投票所の数ということのご質問でございます。

現在、吉野町内には投票所を27か所設置しております。内訳につきましては、上市地区が1か所、吉野地区が7か所、中荘地区が4か所、国栖、中竜、龍門各地区に5か所ずつの全部で27か所でございます。

近隣町村の状況でいいますと、大淀町は29か所、下市町は17か所、東吉野村は

19か所というふうに、有権者数、面積等により単純には比較できませんが、そういう数字でございます。

また、投票所開設費用というところでございますが、1月の町長・町議会議員補欠選挙の場合を例に挙げますと、1投票所当たり約9万7,000円から14万4,000円の費用がかかっております。これにつきましては、事務従事者の数がそれぞれ違いますので、合計で27か所で280万ぐらいの費用がかかっているというところでございます。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

今、説明していただいたわけですが、27か所ですか。そのうち三津とか滝畑は、ああいうところは、ああいうところというのはおかしいけれども、あの場所は投票所ってあるんですか。

藪坂議長

奥出総務参事。

奥 出

失礼します。

総務参事

三津には投票所がございます。滝畑につきましては、平成14年に志賀に統合されたというところで、そのときが吉野町の最後の統廃合ということになります。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

この27か所、現在あるわけですが、それまでは何ぼあったんですか。分かったら教えてください。

藪坂議長

奥出総務参事。

奥 出

ちょっと過去の記録を拝見しますと、28という数字は確認できました。ただ、そこから減少したり、逆に昭和63年には増えたりしていますので、現在のところ

27か所というところです。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

期日前投票はいつから設置されたのか、教えてください。

藪坂議長

奥出総務参事。

奥出
総務参事

平成15年12月以降の選挙から期日前投票という制度が始まりました。吉野町では、制度開始の最初の町の選挙でいいますと、平成17年の吉野町議会議員選挙になります。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

ということは、この投票所にこだわるのはあれですけども、実際、投票率を高めるために、投票所が少なくなったらバスでも町が出して投票率を上げたらええのになというような思いも私はしております。

その期日前投票が非常に便利で、非常にいいという声も聞いております。今、全体の有権者の25パーセントほどが期日前投票に行っておる。あとの75パーセントは投票所へ行っておると。期日前投票に合わせて改正すべきところは、経費の無駄遣いをしないような努力をしてもらいたいなど。選管の委員会が、町長から委嘱された委員が決める段取りにはなっておるけれども、行政から、経費の節約、節減ということを考えるなら、もっと有効的にどないかできへんものかなと、こう思います。私自身、この間、町長選のときも、上滝さん、悪いけれども足が不自由なんで、投票所は坂やし、行かれへんねんと。だからどないしたらええでと。いや、送ったるがなど。それで、私、町会議員しておるので送ることはできませんけれども、誰からご依頼しますということで運んだ経緯が今まで2回ほどあります。

そんな状況の中で高齢化、住民課長に高齢化比率を聞きますと、何と50.5パー

セント、65歳以上の人が何と3,387人、非常に人口に占める割合が半分やと。職員の数も平均どんなんか知らんけれども、余計な話をしたら怒られますので、最後をお願いしたいのは、その投票所の見直し、それから期日前投票がいかにかに上手に進められておるのか、さらに投票率を上げるためにバスを出してはどうか。

公用車、今何ぼぐらいあるのか。奥出君。公用車は50台ほどあるん違うんか。

藪坂議長

奥出総務参事。

奥 出

公用車につきましては、20台余りだと、本庁舎にあるのは。

総務参事

上滝議員

昔から。

奥 出

はい。

総務参事

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

そんなことで、公用車20台もあれば、投票に行けないという困った人に手助けする方法はないのかどうかということを確認しながら、投票率を高めていただきたいと思います。

ちなみに、今の町長選の投票率は何パーセントでしたかな。

藪坂議長

奥出総務参事。

奥 出

今回の1月の町長・町議会議員補欠選挙の投票率につきましては、75.58パーセントでございます。

総務参事

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

ありがとうございました。75.5パーセント、割との低いと思う、昔のことを思

ったら。昔なんか97のときもあったんですよ。

余計な話はやめて、一般質問、これで終わります。

ありがとうございました。

藪坂議長

午前の部を終わらせていただき、昼食休憩に入らせていただきます。再開は午後1時でございます。よろしくお願いいたします。

(午前 11時44分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

一般質問を再開します。

続いて、野木康司議員より出されております

(1) 吉野町地域公共交通について

(2) 津風呂湖周辺の観光施策の今後の展開について

の一般質問をお願いします。

野木康司議員。

野木議員

6番、野木です。一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。

まず、吉野町地域公共交通についてということで質問をいたします。

今年3月に吉野町地域公共交通網形成計画というのが策定をされました。今の吉野町の現状を見ますと、高齢者比率が50パーセントを超え、さらに外出が困難となり、車の運転がしづらくなる75歳以上の割合は6月1日現在で28パーセント、約1,888人にも及びます。今後、団塊世代の人は令和3年から5年に75歳に到達し、令和12年頃までは75歳以上の人口はほぼ横ばいで推移すると予測をされております。

このようなことから、運転免許を持たない高齢者や高校生なども含め、日常生活で公共交通を必要としている人は今後も決して少なくなく、利用者の数を見ても、平成21年度と30年度を比較しますと、人口が9,400人から7,200人と2,200人減少しているにも関わらず、スマイルバスの年間利用者数は平成30年度は2万

6,600人と、逆に600人増加をしております。

今後公共交通を必要とする人は、人口が減少しても高齢者比率が上昇を続けるため、利用者は増加していくと考えられます。

そもそも平成21年6月から運行を開始したスマイルバスは、マイカーを持たない町民の皆さんが買物、通院、通学、また公共機関の利用など必要とされる時間帯に日常生活で必要とする活動が支障なくできるようにと支援することを目的に始まった事業であります。必要なところに適切な公共交通サービスを提供しなければなりません。

計画策定に当たって実施された住民アンケート調査では、1,000世帯への配布に対し、回収数が約半分の559世帯であり、全世帯の17.5パーセントとサンプル数が非常に少ないのが、民意が反映されているかどうかの判断には少し疑問が残るところではありますが、買物、通院、通勤、通学や役場を初めとする公共施設等への外出に関して、施設の名称や交通手段、時間、利用の頻度など質問として出されております。さらに、運転免許証や自家用車等の保有状況も尋ねております。

アンケートの結果については、見方はいろいろあると思いますが、私が一番気になったのが、75歳以上の人が行きたいのに行けないと。その理由として、車で送ってくれる人がいないと答えた人が48パーセント、そこまで行くバスが走っていないと答えた人が41パーセント、また、都合のよい時間帯のバスがないと答えた人が45パーセントありました。

このような結果から、特に75歳以上の高齢者の人は、日常生活での活動や健康維持、長生きのための認知症予防のためなどにバスなどの公共交通を必要としていることがはっきりと見えてきました。特に通院に関しては、欠かすことのできない交通手段であると言えます。

高齢者に限らず、町民の皆さんが日常生活をする上において、地域公共交通は絶対になくすことのできない移動手段であります。町長は、選挙時の公約の第一番に、人の幸せにつながる交通移動の実現というのを掲げられております。6月議会の私の一般質問の中で、現在はデマンド交通ができない、この状況の中できめ細やかな交通システムをつくれないう状況になってきております、そし

て、まず高齢者の車を持たない、そしてまた車を運転できない弱者、この方をあ
る程度登録制のような形で、これからの社会福祉協議会の在り方、また行政とし
てやる様々な方法を考えながら、まずこの交通弱者の方を救うシステムを確立し
ていきたいとこのように答弁をされております。

この公共交通という住民サービス事業について、町長のお考えをお尋ねいたし
ます。

藪坂議長

町長。

中井町長

ただいまの野木議員からの一般質問のほうにお答えさせていただきます。

地域公共交通について、今ある吉野町の地域公共交通網の形成計画を初め、今、
吉野町が直面している課題、数字も含めまして詳しく調べていただきまして、あ
りがとうございます。

ちょうど今、野木議員から、6月議会答弁でも答えたように、この公共交通と
いうのは、私が選挙戦を通して、そしてまた、今、2人に1人が65歳以上である
この現状から、一丁目一番地という思いでこの交通課題に対する不安を払拭して
いかなければならない、その思いで現在も進んでいるところでございます。

私自身は、ちょうど6月のときに交通弱者、高齢者、そういったところから町
民の不安を払拭していきたい、そんな思いで答弁をさせていただきました。

現在、コロナの状況の中で、よりこの高齢者の方々、やはりコミュニティーが
不足したり、また買物であったり、そういうところにもなかなか行けない。まさ
しく野木議員のほうから説明いただいたように、行きたいところに行けない、そ
してまた時間帯のバスがない。これに対応するには、デマンド方式しかないとい
うふうな思いでおります。

ただいま臨時創生交付金で6月への補正、また、今9月定例会でも補正、そし
てまた総額の中でも、この吉野町の地域公共交通についてはしっかりと来年度以
降実現に向けて、今、精査をしているところでございます。デマンド方式に関し
ましても、担当部署と精査しながら、そしてまた現在スマイルバスが活用されて
おります地域公共交通の交通事業者との調整も含めながら、慎重に交通弱者を救

う公共交通体系をしていきたいと考えております。

そして、今のスマイルバスでいきますと、非常にやはりバス停までもなかなか行きにくくなってきた状況の中で、そんな中でしっかりと、今のアンケートの結果ですけれども、サンプル数が非常に1,000世帯と、野木議員ご指摘のように17.5パーセントということで非常に少ないと。その中で、逆に言いますと、1,000世帯にアンケートして56パーセントの回答を得ているのが、今、精査している、午前中に買物に行く、済ませる、そしてまたどこに行くかという部分も含めまして精査をしているところでございますので、しっかりとこのアンケートを踏まえた形のデマンド方式というのを段階的にスタートできると考えておりますので、また具体的な提案ができる段階では、議員の皆さん方にも、そして町民の皆さん方にも説明していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

藪坂議長

野木議員。

野木議員

町長も、今以上に町民にとって、特に交通弱者に対応できる利便性のある交通体系が必要であると十二分に認識しておられるというような答弁でございました。

次に、今後どうするかについてお尋ねをしたいと思います。

この計画は今後5年間の計画であります。せめて10年間は見通した計画にしたい。将来推計人口では、5年後の令和7年には現在の人口から約1,000人減少いたします。また、10年後の令和12年には約2,000人の減少が予測されております。しかし、さきにも述べましたように、75歳以上の人の数は、令和12年頃まで横ばいで推移します。当然、このままの運行形態でバス事業を続けることは、人口が減り続ける吉野町においては、町民1人当たりの費用負担の割合がますます大きくなってきます。運行に係る費用についても大幅に縮減できる方法を考えていかなければなりません。

スクールバスにつきましては、令和4年4月からの小中一貫校の開校もあり、一日も早く利便性を求められるスマイルバスとは切り離して考えざるを得ないと思いますが、これからは、私の提案であります。地域公共交通については、

大きな運行企業に委託するのではなく、利用者の負担のない無償で運行することを考えていけば、もっと利便性の高い、住民の皆さんに喜んでいただける運行ができるのではないかと思います。

車両についても小回りの利く小型車両を数台利用し、企業や商店の名前やコーポラル、またロゴマークなど描かれた車両があってもよいと思います。たまたま昨日の奈良新聞に、協賛金拠出企業を募集という記事がありました。町長も読まれたと思いますけれども。これは、過疎化、また財政難に苦しむ自治体の防災機能の維持を図る目的で、民間企業が自治体に協賛金を拠出すれば、消防車の車体に自社のロゴを入れられるという支援の取組を紹介したものであります。

吉野町の地域の公共交通も同様のことが言えると思います。町でバス車両を複数台購入し、そして、多額の費用で運行を委託しながら、利用者の皆さんに喜んでもらえない。さらに、だんだんと財政も圧迫の度を増してくる。これが現状であります。この記事で紹介している新しい取組というのは、ぜひ私は考えるべきであるところのように思います。

公共交通の運行に協力、協賛していただける方法を模索し、活用できることは全て取り入れる。そして、利便性を確保しつつ、運行に係る費用を可能な限り縮減する。今までの要るものは仕方ないという考えを改めていただいて、みんなで知恵を絞っていただきたい。まさに選択と集中、そして工夫であります。町長とナントウ参事に考えをお尋ねいたします。

藪坂議長

町長。

中井町長

ただいまの野木議員の知恵を絞って選択と集中ということで、様々な交通確保をしていけということでございます。

私自身も、現在のスマイルバスに対してきめ細かなサービスができるか、そしてまた維持、そしてまたランニングの運営コストが、今の状態ではやはり限界に来ている。平成21年のときの確かに人口が減少していますけれども、先ほどの計画の中にありましたとおり、スマイルバスの利用者は増えている。その中で、よ

りきめ細かなサービスをどのような形でしていくか。今、ご提案いただきました企業協賛、協力での運行も1つかと考えています。

いろいろ地方創生の中で課題解決に向けた取組というのは、様々な部分で企業も、今、SDGsとか、動きの中で出てきております。特に吉野町におきましては、どの政策が最優先課題であるか、そこをしっかりとメッセージを打ち出し、庁舎内でも共有して、町民さんの不安を希望に変えられるか、まさしく今のご提案も1つかなというふうに思っております。

今現在の体系を見ましても、非常にドライバー不足であったり、そして、時には空気を運んでしまうような状況の中で、しっかりと企業協賛もしながらやっていける体制をつくっていききたいなというふうに考えております。

そして、先ほど10年を見通した計画ということでございます。ちょうど国土交通省のほうでは原則5年程度として設定するよう指導されておりますが、ちょうど動きとしてはしっかり来年度から5次総計が始まります。この体系というのは、しっかり交通体系をつくるとともに、町内の整備拠点、にぎわいの拠点も含めてですけれども、しっかり町民さんが利用できる、そしてまた経済を回せる仕組みづくりというのはもうセットでやはり考えていかないといけない。それを含めて10年という形で総合計画をつくった上で、そしてなおかつ人口減少とか社会変動というのはやはり一年一年大きな変化が出てきますので、そういった部分に対しては、5年を目安にまた方向転換もしていくという、5年、10年のスパンで考えていける交通体系を目指していききたいと考えております。

藪坂議長

北谷総合政策参事。

北谷総合
政策参事

失礼いたします。

地域公共交通について、方向性、考えについてご質問がありましたのでお答えさせていただきたいと思えます。

まず、野木議員さんのおっしゃっていただいたこと、大変参考になり、ご助言いただいてありがとうございます。私も、町長の公約もありますし、また、5次総計のアンケート、題別懇談会、ワークショップにおいて、利便性の高い地域公

公共交通というのは町民の必要性というのが高いということは認識しております。

このまま今の形態を続けるかどうかということについても、見直しが必要であるとは考えております。

また、当然必要な方に必要なサービスを提供するというのが当然のこととございまして、今おっしゃっていましたが交通網形成計画についても、75歳以上の方の必要性が高いということで、また、それから通学される高校生、スクールバスは別な小中違う話ですけれども、高校生の方についてもそのサービスを提供しなければならないと思っています。

その中で、まず見直すタイミングについては、先ほど野木議員さんがおっしゃった令和4年4月には小中一貫教育校が開設になってきます。そのタイミングが一番見直すタイミングかなというふうに私は考えております。その中で、必要な方に必要なサービスを提供するという観点から、先ほどおっしゃっていた小型の車でオンデマンドサービスのようなサービス体系が取れないかということを実然視野に入れなければならないと考えております。

それともう一つ、持続可能な運行ということで、財政面のことについても大変重要であると考えております。まず、運行方法ですけれども、利用者の有償か無償かということについても検討しなければならないと思っています。有償運送になりますと、やはり法的な制約もあります。無償にすれば、その制約が幾分か緩和されるということもありますので、そこも含めていろんな観点から検討し、町民の必要な方に必要なサービスを提供するという観点から見直しを図ってきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

藪坂議長

野木議員。

野木議員

さらに令和4年にこだわらんでいいんですよ。早ければ早いほどいいんです。やっぱり生徒さんの登下校に使うバスと、町民の皆さんがいろいろに使う時間帯というのは一致する場合もあるでしょうけれども、やはり根本的に違うところもありますので、早ければ、僕は、早いほど町民の皆さんにも喜んで利用していた

だけだと思いますので、ぜひしっかりと早急に検討を始めていただきたい、このように思います。

町長のほうからも非常に前向きな答弁をいただきました。まさに町長の言われる不安を希望に変える施策の第一歩であるのかなとこのように思います。

この公共交通につきましても、町内移動に、町民の皆さんが時間に制約されることなく、行きたいところに行けると、これもやっぱり第一の目標でございます。さらにまた町外へのアクセスのある近鉄の3つの駅にも支障なく行けるように、町民の皆さんが不安を感じることなく喜んでいただける、そして、楽しく利用できる公共交通サービスにしていきたいなとこのように思います。

これから産業を中心に、運営母体をどこにするのか、あるいはまた運行ルート、乗降場所の設定等、乗務員の確保、また効率のよい運行システム等々、料金のことも含めていろいろとしっかりと工夫していただいて、5年、10年と持続可能な公共交通サービスを構築していただきたいとこのように思います。

町長も、6月議会の私の一般質問の中で、今後の事業というのは、選択と集中をしなければ、現在住んでいる町民の皆様へのサービスというものが低下してしまうと、この認識を強く持っておられます。まずは、公約の第1番、人の幸せにつながる交通移動の実現に向けて、ぜひとも集中をしていただきたいとこのように思います。お願いをいたしておきます。

次に、津風呂湖周辺の観光施策の今後の展開についてということで質問をいたします。

来年5月に開催予定のワールドマスターズゲームズ2021関西のカヌースプリント競技の受入れに向けた準備が着々と進んでおります。カヌー艇庫、管理棟の建物を初め、浮棧橋、コースロープなど、設備、機材も着々とそろえつつありますが、世界中に新型コロナウイルス感染症が蔓延し、全く収束の兆しが見えないばかりか、感染が拡大をしております。

東京オリンピックの開催については、本秋に、秋ですね、決定されるのですが、それを受けて、ワールドマスターズゲームズ関西の方向性も決まるのではないかとおもわれます。

ただ、現在の感染状況から見ますと、非常に難しいようにも感じます。縮小、

延期、中止、この3つのいずれかの判断が出された場合においても、それぞれに無駄なくしっかりと対応できるように、今から検討を始めていただきたいなと思います。

次に、厳しいことを言うようですが、現在までに多額の費用をかけて整備しております。華やかな大会も地元にも多少の経済効果はあるものの、一過性の効果であり、開催するたびに大きな費用の持ち出しとなります。年間を通じての集客、収益に結びつく施策を考えていかないと、いつまでも費用の持ち出しに終始します。今こそ、海のない奈良県において唯一大きな湖面が利用できるこの観光資源にぜひ光を当てていただきたい。

以前にも質問いたしました、利活用の例として、新しいキャンプスタイルであるグランピング、バーベキュー用のデッキが設置されたキャンプ場、カヌー遊びができるキャンプ場、湖面上を一気に滑走するジップライン、レジャー的なカヌーの貸出しなど、幅広い年齢層の方に楽しんでいただける方法が考えられると思います。

また、対岸ともいえる当該施設を拠点として、北和道路、竜門岳、吉野運動公園などの周辺施設や自然を活用して、カヌー、自転車、バイクなどの自然を体感できるスポーツイベントなども検討していただきたい。このような事業を進めていくために必要とする許認可があるとすれば、ぜひ吉野町で取得して、スムーズに前に進めるように考えていただきたい。町や地元観光団体等の収入増につながる仕組みづくりが必要かと思えます。ぜひ集客、収益に結びつくように全力で取り組んでいただきたい。

アウトドアの総合メーカー等の連携の可能性があるのかも併せて、町長の考えをお尋ねいたします。

藪坂議長

町長。

中井町長

津風呂湖のカヌーのマスターズの大会を目標に、今まで設備投資をしてまいりました。先日も議員各位、また地元の皆さん方も含めて管理棟、そしてまたカヌー艇庫のほうを見学させていただきました。本当に改めてふるさとがあつた場所

にあのような木造平屋建ての、町内にもあれだけの木造でできた施設というのは本当に少なく、鉄筋の多い中で、あの風景の中にあの建物が映えているなというふうに感じました。改めて、当然、来年度の関西ワールドマスターズゲームズに向けて、現在、担当部署としっかりと成功に向けて取り組んでおります。

ただ、現在、先ほど野木議員からお話ありましたとおり、コロナの影響でどのようなになるか、この辺というのはまだ不確定な部分がございます。東京オリンピックも今秋という形で野木議員からもありましたけれども、このマスターズに関しましても、開催決定については、現在、大会の組織委員会で中央競技団体、また地元競技団体、開催市町村と聞き取りし、協議を行っています。10月の常任委員会、理事会を経て、11月当初のMGA総会で決定していくということになっております。

先ほど言いましたように、開催に向けて動きます。ただ、このカヌー艇庫、ワールドマスターズというのは、1つの大きなイベントであって、その投資した分をいかにこの津風呂湖、そしてまた龍門地域、吉野町全体に広げていくか。これは我々、私自身も議員のときから、どのように活用していくかというのは大きな課題であり、我々が進めるべき政策でございました。

そういった意味でいきますと、カヌー艇庫周辺の施設を見ましても、当然、運動公園があります。運動公園には津風呂跡、テニスコートなどなどございます。

ただ、プールが解体されてからそのままになっていたりとか、まだまだある資源を生かし切れていない。そして、今、コロナの時代とともに、ご提案いただきましたようなグランピングであったりバーベキュー、そういったこれからの時代にも対応できるようなことも考えていかなければならない。

そして、やはり私自身もコロナの時代を迎えて、教育環境の充実というのもしっかりとやっていこうと。その中で、公約にありましたプレーパーク、吉野町というのは子育て環境の部分において、これだけ自然がありながら、子供が自然の中で自由に遊べるそういった場所もないというのが、ここずっとアンケートで出てきている大きな課題でもあります。ですから、そういったプレーパークを含めバーベキュー、またグランピング、一帯をランドデザインしながら、そして、そこをしっかりと生かされるコーディネートできる部分も必要かなというふ

うに思っております。アウトドアメーカー等、野木議員からもありました。従来から、このカヌーによってモンベルともいろいろ共有であったりとかいうのもさせていただいております。しっかりと民間の活力も生かしながら、そしてまた吉野町にとって周遊性を高める場所として、この津風呂湖周辺、そしてまたこのワールドマスターズを生かしていきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

藪坂議長

野木議員。

野木議員

大変前向きな答弁をいただきました。運動公園施設も含め、津風呂湖周辺一帯の利活用の拡大をぜひ図っていただきたいと思います。歴史ある吉野山とは一味違った、スポーツ、そしてまた総合レジャーの観光名所を目指して、年間を通じて集客、収益に結びつくように、ぜひ検討を始めていただきたいと思います。先ほど町長も言われました民間の大きな資本に委ねるのも一つの方法かと思えます。

次に、マスターズゲームズの開催の有無に関わらず、当該施設の年間の維持管理費はどれぐらいかかるのか。また、今後の方向性によっても変わってくると思いますが、現在と同様に町職員を配置していく必要があるのかどうか。指定管理も検討されていくのかどうか。町長の考えをお尋ねいたします。

藪坂議長

町長。

中井町長

マスターズ開催の有無に関わらず、年間の維持費でございます。7月から2か月間の数字をベースに現在のカヌー競技艇庫、管理棟の試算をしますと、年間約130万円になります。そして、この施設、津風呂湖そのものでカヌースプリント大会を開催するには、今後、規模によりコースのブイ設置など変わってきますけれども、数百万円程度かかるかなど。ある程度そういうふうなことをしながら、どういうメリットを出していくか。やはりこれからは体験型のレクリエーションカヌー、また合宿、そういったところで宿泊等々で経済効果を生み出していく。

この辺も含めた形での維持費というのを考えていかなければならないのかなど。

指定管理という部分に行きますと、恐らく、今現在、町職員というのが現地で配置しております。ただ、大会後には関係団体、農水省、津風呂湖関係団体、カヌー関係団体との調整をしながら、カヌーの今後の活用方法、そういった部分を確立して、指定管理、また行政としてできること、あらゆる角度から今後のこの活用については考えていきたいなというふうに思います。

また、カヌーの開催有無に関わらず、議員の皆さん方にも示していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

薮坂議長

野木議員。

野木議員

すみません。ちょっと時間が超過しております。よろしくお願いいたします。

今後の方向性にもよると思うんですけども、柔軟に対応できるように。

なぜこういうことを聞いたかといいますと、結局、出費を適正にするためにも、また、業務量に合った慎重な判断をお願いしたいというつもりで質問をさせていただきました。やはり支出以上の経済効果が生まれるように、ぜひとも考えていただきたいとこのように思います。

ちょっと時間過ぎます、最後に一言。

津風呂湖利活用検討協議会というのがあるようですが、どのような組織で、そこでは何を目的にどのような話合いが行われているのか、副町長にお尋ねをいたします。

薮坂議長

副町長。

和田

ありがとうございます。

副町長

関西ワールドマスターズゲームズということで、当初、今年の11月に、先ほど議員さんのほうからお話がありましたけれども、中止になるのか、延期になるのか、縮小と、その辺のところははっきりしてくると思います。ただし、当初誘致をした場合に、大会の後、それをどう利活用していくのかという部分が非常に大

事な部分であるというふうに認識をしております。

1つの地域を活性化する中で、やはり人と組織というのが非常に大切であるというふうに認識をしております。

津風呂湖の利活用の検討協議会というのを昨年立ち上げさせていただきました。メンバーにつきましては、津風呂湖の漁業組合であったり、あるいは観光組合、協会、それから構成組合であったり、そして、津風呂湖周辺の5つのダイヒの区長さん、それと吉野スポーツクラブであったり、カヌーの競技について非常に協力をいただいております吉野高校さん、そういったメンバーと役場が入りまして、今の現状と課題、そして各団体がどういうふうな取組をしているのかという部分について情報を共有させていただいております。

第1回目、2回目と開きまして、第3回目ということでまた10月に開催をさせていただいて、おのおの役割分担をしながら、どう情報発信をしていくのか、こういったイベントをするのかを全て情報共有していきたいというふうに思っております。

本当に津風呂湖は自然も豊かで、いろんなすばらしいところがあるというふうに思っております。その辺のところを見るスポーツからするスポーツというふうなスタンスも含めて、また国栖地区であったり中荘地区、あるいは吉野地区も含めて面と面を結ぶツアー等も企画しながら知名度を上げていって、そしてお客さんがたくさん来ていただいて、そして売上を上げて、最終的に利益率を上げていくというふうな形のものをつくってきたいというふうに思っております。その中の組織ということで、中核になる組織であるというふうに思っております。

藪坂議長

野木議員。

野木議員

だんだん副町長、答弁が上手になってきて。

特段、これについては私も意見はないんですけれども、時間の浪費にならないように、新しい利活用を目指して常に前へ進む議論をぜひお願いしたいなと思います。

以上で質問を終わります。

藪坂議長

消毒タイムです。お願いします。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、
質問者席マイク・机上のアルコール消毒を実施)

続いて、山本義史議員より出されております

- (1) 地域公共交通について
- (2) 吉野町のコロナ対策について

の一般質問をお願いします。

山本義史議員。

山本義史
議 員

3番、山本義史でございます。質問の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

私も中井町長の令和2年度施政方針の中で、吉野町地域公共交通網形成計画ということについて質問したいなと思っておりましてけれども、野木議員のほうから非常に立派な質問をいただきまして、全くそのとおりでと同感に思っておる次第でございます。

一部ちょっと切り口が違うところだけを質問させていただきたいなと思っておるんですけども、近年、スマイルバスというのはだんだんよくなってきております。役場の職員の皆さんのおかげでございまして、もともとはスマイルバスからゆうゆうバスの乗継ぎによって、全吉野町の町民の人が南奈良総合医療センターに行けるようになったり、ナビタイムにデータを送っていただいて、それを調べることにより、目的地に行く乗り継ぎ時間やルートなどを検索できたりと非常に便利にはなっております。昔のように駅や病院へ行くだけではなく、いろいろな買物に行ったりとか、個人的なお医者さんのところへ行ったりとか、歯医者さんに行ったりとか、スーパーマーケットへ行ったりとか、散髪屋さんに行ったりとかできるようになってきてはおりますけれども、私、いつもこのスマイルバスのハンドブックというのをバイブルのように持ち歩いて、何か改善できるところ

はないかなといつも見ておりますのととも、このスマイルバス利用実績表というのもいつも見ております。これも議員になってから毎年のように、一応4月から9月の統計分をいただいてにらみ合っております。この付箋分がちょっと今からしゃべることなのでございますけれども。

この中に、スマイルバスの利用実績表を見ますと、1日平均利用者数というのがございます。3であったり、4であったり、あるいは1.0とか0.何ぼとかいろいろ書いております。平均利用者数ということですので、例えば、1というふうに書いてありましたら、大体平均して1台のバスに1人が乗っているというふうな考えでございます。5と書いてあったら5人乗っているということでございます。一番多いところでしたら、大体5に近いようなところ、169号線沿いのBコースというのが一番多いところなんですけれども、いろいろいろいろなコースがございます。例えば、利用者平均数が0.1となっておるということは、バスが同じ場所で10回走る、10日間かかるんですけれども、1日1回ですので10日間ですけれども、それが例えば0.1と書いてあれば、10回、10日間で1人しか乗っていないわけです。あと9日間というのは空ですずっと走らせておるというような状態です、極端な話ですけれども。

昨年の31年の4月から令和元年の9月までのこの実績表を見ていましたところ、3コース、全く乗っていないゼロという数字のがございます。半年間で何と43日間、空で走っておるような状況でございます。

また、先ほどちょっと例に挙げました0.1以下、要は10回やって1人以下というような感じ、多くて1人というふうなんですけれども、それが4コースございます。半年間で121日間。それから、1日平均利用者数が0.2。10回1人じゃなくて5回に1人ぐらいの割になるというのが4コース、半年間で269日間かかっております。非常にこれはもったいないんじゃないかなと。減らせという話ではないんですけれども、非常にもったいないんじゃないかなと。

そこで、参事にお聞きしたいんですけれども、スマイルバスの1台、時間でも結構です、コースでも結構なんですけれども、大体どれぐらいほどの費用がかかるかというのが分かりましたらちょっと教えていただきたいと思います。

藪坂議長	北谷総合政策参事。
北谷総合政策参事	<p>失礼いたします。ご質問、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、スマイルバスの令和元年度の費用ですけれども、約5,300万でございます。それから、年間のスマイルバスの運行回数が1万5,405回、この数字を分母と分子にして計算すると、3,448円という数字になります。当然、平均でございますが、1便当たり3,448円の費用がかかっているという計算になります。</p> <p>以上でございます。</p>
藪坂議長	山本議員。
山本義史議員	<p>大体1コース3,448円ということで単純に割ったんですけれども、コースによりまして長い、1時間以上かかるところもあるかも分かりませんし、短い、20分、30分のところもあるかと思えます。単純に割った数字ではございますけれども、例えば、先ほど私が言ったように、10日間全く利用しないところで、距離もあるかも分かりませんが、10日間走らせるということは、要は3万4,480円分かかるといってございまして。そこを、例えば、今、デマンドタクシーというのはないんですけれども、例えば乗合ができないんですけれども、決められたコースを決められた時間で予約制にしてデマンド的なタクシーにしたらかなり節約ができるんじゃないかな、そういうふうに思っておるんですけれども、町長、そんなのどうですか、その考えについては。</p>
藪坂議長	町長。
中井町長	<p>いろいろ山本議員のほうで詳しく調べていただいています。先ほど野木議員の質問にもありました。平成21年からずっとこのスマイルバスでやってきて、様々なコースによってその利用率が違う。それは、やはりその人口統計の地区ごとの高齢者割合とかそれによってもやっぱり大分違ってくるのかなど。と同時に、今、行きたい場所というのが町内にどれだけ確保できているか。これもやはり民間企</p>

業とタイアップしながら、その行きたい場所というのをつくっていかねばならない。そういったときに、今のスマイルバス体系からデマンドに向けて検討していると。その運行体系も含めて、できる限り早い段階で1つの小さな形でも見せていきたいなというふうに思っていますので、そのデマンド方式に向けて、今、地域の交通事業者、タクシーが総合タクシーさんがあったんですけどもなくなったりとか、いろいろ交通環境も変わっていますので、できる限りそこといろいろ調整しながら、一日でも早く体系もつくっていききたいなと考えています。

藪坂議長

山本義史議員。

山本義史
議 員

今、即答でオーケーですとは、いろんなことがございますので、言えないかも分かりませんが、タクシーで大体1時間走りますと、スピードによっても違うんですけども、大体五、六千円ぐらいということですので、そちらのほうが経済的にはいいし、住んでいる方もそのほうが利用はしやすいんじゃないか。予約をせなあかんということもあるんですけども。

要は、あまり利用のないところを空で走らすよりも、利用のもっとあるところに集中する。野木議員がちょっと言っておりました集中という言葉になってくるんじゃないかなと。利用価値のあるところには投入し、利用価値が少ないところにはデマンド的なタクシーを利用するかそういった考えを柔軟に持っていたきたいなと思います。

それから、昨今いろんな、この後質問するんですけども、お年寄りの方がここへ行きたい、でも、ここへ行くのにはどうしても行かれへんとかいう部分がありまして、ちょっと聞きたいんですけども、例えば、吉野町を巡回するようなバス、吉野町巡回バス、だから、時間はかかるけれども、そのバスに乗ったら必ずここからここまで行けますよとかいうようなものはできないのか。参事で結構でございます。例えば、一周各停留所をずっと回ると、一周どれぐらいほどかかるものなのか、分かりますかね。

藪坂議長

北谷参事。

北谷総合
政策参事

失礼いたします。
福祉バスの時代には巡回するような運行形態をとっていたようには私は記憶しております。回り方にも当然ありますが、幹線を一周すると2時間から2時間半かかるような感じで運行しておったようには思います。

藪坂議長

山本議員。

山本義史
議員

本当に2時間半やったら、誰も回れば全然問題ない。多分半日かかるのか、一日かかるのかというような感じだと思うんですけども、そういったものも考えていただいて、ご高齢の方、先ほど野木議員も言っておりましたけれども、75歳以上の車が運転できなくなりかけた、事故を起こしやすいような老人の方が使いやすいようなスマイルバスに、コミュニティバスにしていきたいなと思っております。

続きまして、これも町長の所信表明の中でございました、生活と産業を支えるインフラ整備と交通手段の確保についてということで、その中で、3つ目の柱の未来につなぐ安心ではという中ほどでございます。安心では、防災・減災を主眼にした災害に強いまちづくりや健康長寿、健康寿命の延伸、また生活と産業を支えるインフラ整備と交通手段の確保や集会所や空き家等を活用した小さなコミュニティの構築の取組というふうに書いてございまして、その中に、生活と産業を支えるインフラ整備と交通手段の確保というふうに書かれておりますが、これを少し具体的に教えていただきたいなと思っております。

藪坂議長

町長。

中井町長

この生活と産業を支えるインフラ整備というのは、今まで交通形成計画の中でありました。確かに、今、吉野町の実態からいくと、生活を支えるというのは、やはり65歳以上の人が2人に1人、そしてまた75歳以上の人がかなり増加している。その中で、実際にその方々の弱者の人を救うための、これは生きていく上で

の、住み続けるための最低限のベースだと思います。

それと同時に、産業というのは、吉野町で経済を回していく上の大きな軸であります。この軸ですけれども、実は、国土強靱化計画という、やはり観光にしろ、木材にしろ、トラック輸送含めて、この道路整備がないとその産業を生み出すことができない。

ですから、その拠点整備等、もう一度産業構造の調査をしっかりとしながら、吉野町内の、今、小学校の跡地利用であったり、また小中一貫、そういった公共施設の利活用も含めていくためには、町内のランドデザイン、拠点整備をどこに持っていくかということも考えていかないと。そのためには、当然、国土強靱化計画というのを策定した下に、その拠点を結ぶ道路であったりとかそういうところをしっかりと整備する前提があって、この産業であったり、また温泉であったり、運動公園であったり、買物施設であったりとかそういうふうな生活にもつながる。そういう意味で、生活と産業を支えるインフラ整備と確保ということで安心につながるという意味でございます。

山本義史
議員

ありがとうございます。生活と産業が両立したインフラ整備と交通ということで、この中井町長が言われます3つの柱、うまく協調しながら回っていけるように、町長にぜひともお願いしたいと思います。

続きまして、吉野町のコロナ対策についてでございます。

6月以降の吉野町のコロナ対策と今後の対策というのを聞いたかったんですけども、委員会のほうでまとめてお話しするというところでございましたので、そちらのほうで皆さんと議論をしたいなと考えておりますけれども、その中で1点、前回の一般質問の中で、山形市が飲食店に感染対策店表示ポスターを配布したという話をいたしました。比較的金もかけずに簡単にできるということで、市民の皆さんも非常に喜んでおられるし、店の人も喜んでいて。お客さんはその表示を見て、ここの店はこれだけの対策をしているんだから安心できて入れるなという目印にもなり、また、店側は、自分がチェックしたので、これだけのことはせなあかんという自意識を持って、書いたことを行うという、両方ともにいい働きをして非常に効果がよかったと。東京都のように自動的にインターネットで

引き出して自分で勝手に張っておるようでは、なかなかちょっと難しいかも分かりませんが、何にしても、やはりスピード感というのは必要じゃないかなと思っております。私が6月に言ってからもう3か月ほどたっております。間もなくガイドラインや感染対策店表示ポスターもできるというふうには聞いておりますが、特にコロナ対策については、刻一刻と状況が変わってきておりますので、何事にもコロナに関してはスピード感を持ってやっていただきたいなと思っております。いかがでございますか。

藪坂議長

町長。

中井町長

コロナ対策の臨時交付金を活用した対策、これは当然、今、山本議員おっしゃっていただいたようにスピード感、そしてまた、その財源を生きた形で、また次につながる形、この2つが必要かなというふうに思っています。そういった意味でいきますと、7月の臨時の補正でこの吉野町のウィズコロナ安全宣言事業という形で、今、作成に当たっているところでございます。

ここに関しましては、当然、宿泊業、そしてまた飲食店、町内全体に広がっていくためのまずベースを、今、やはり事業者が多い吉野山の皆さん方を中心に、また町の担当課と調整しながらつくっているということを知っておりますので、この辺もある意味、自己意識、そしてまた町外へのPRも兼ねて早急に進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、スピード感という部分でいくと、今、GoToトラベルとか県内の最大7割、こういった制度が使われています。吉野町においては、2,000円の宿泊者に渡す「おかえりよしの」の商品券、ここは今の段階で複合的に、できるだけまたPRもしながら利用していただいたらいいのかなと。そして、できれば、やはりただになったから宿泊者がどっと来る、それよりも、やはり継続的に、そして宿泊事業者、飲食店、土産物屋さんにも継続できる消費喚起を続けたいなという思いでもやっておりますので、残った、まだまだ地方創生交付金も全額まだ予算計上しておりませんので、しっかりした次につながるような予算を計上させていただきながら、皆さん方の生きにいくような交付金にしたいと思っておりますので、ま

たよろしく願いいたします。

藪坂議長

山本義史議員。

山本義史
議 員

6月議会の後からもいろいろと見ておりましたら、いろんな対策をしていただいていることも知っております。また、今度の9月議会のほうの補正でも出てくるかと思えます。非常にありがたいなと思っておりますけれども、前回の一般質問でもお願いいたしましたけれども、コロナ禍の中で孤立しているお年寄りの方への支援とかを何とか考えてもらえないかと言っておりましたけれども、具体的にはお年寄りの方には何かしていただいておりますでしょうか。

藪坂議長

町長。

中井町長

今、社会福祉協議会を中心に買物の代行サービスというのを5月から実施しております。これが5月から8月で21件、これは事業予算ではゼロベースで事業をさせていただいております。そして、この9月定例会におきましては、買物支援という形で10人乗りの部分の車両購入と、買物に困っている人、65歳以上の高齢者や障害のある方、1人でバスの乗車ができる方ですけれども、買物支援をさせていただくという形で、また今回の議会にも提案をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

あと、高齢者の方々に、やはり孤立化するものですから、やはりスマイル体操とか運動教室、そういったことも含めながら、しっかり社会福祉協議会のほうでもコミュニケーションで対応させていただいているということもございますので、まだまだそれで十分ではないかと思っておりますので、しっかりと知恵を出しながら政策を打ち出していきたいと思っております。

藪坂議長

山本議員。

山本義史

ありがとうございます。野木議員の中の話にもありましたし、上滝議員の中の

議員	<p>話でもありましたが、80歳以上の2人暮らしの数が175世帯350人、それから65歳以上の独り暮らしの方が583世帯583名、65歳以上の高齢化比率が50.5ということで、高齢の方が増えてきております。何分にも、今、お年寄りの方の死亡率というのが非常に高いです。若い者にもちょっと出てきておりますけれども、外出するのもためらったり、あるいは外出しなくなってきております。コロナのために行事などもなくなってきて、さらに外出しなくなり、お年寄りの方が孤立が進んでいるというのは吉野町だけではなく、全国で今、問題になっていることだと思います。</p> <p>例えば、高齢化の方には期間を決めて、例えばスマイルバスをもう完全に無料化して吉野町中行けるとか、あるいは、中荘温泉を無料化して開放して、みんなが楽しくお年寄り方ができるとかそういった感じの施策はできないものかなと思っておるんですけども、町長、どうですか。即答はできないかも分かりませんが、検討はできますか。</p>
薮坂議長	町長。
中井町長	<p>この交通体系、私も選挙時からこの交通体系においては、どれだけの収入があって、そしてまた運行経費がかかって、費用としての持ち出しはどれだけかということの中で、この収入がどれぐらいあるかという部分において、やはり無料にしてどんどんいろんなところに行っていただくことによって、その前提としては、やはり、今、中荘温泉という形で無料化とおっしゃっていただきましたけれども、この温泉自身を無料化とかというよりも、魅力あるものにして、自由に行けるけれどもそこでお金を落としてもらって、この体制をつくれると、中に雇用が生まれて経済が循環するというふうな形もあろうかなというふうに思いますので、この辺は総合的に考えて、できるだけ動いていただくことによって孤立化を防ぐ。そしてまた、健康面での保険給付とかそちらのほうも抑えていく。総合的に考えた形で無償化できるか、無料化できるかというのも考えていきたいと思っております。</p>

藪坂議長	山本議員。
山本義史 議 員	<p>町民全員というんじゃないなくて、やっぱり高齢者の方を対象にということですので、柔軟にさせていただいたらなと思います。町長言われたみたいに、スマイル体操であったり、自彊術ですか、笑いヨガであったりスマイル体操、おうち時間の下半身ストレッチなどもいいんじゃないかな。町内単位でも結構ですので、あんまりたくさんになると、今度コロナ禍で問題化するかも分かりませんが、町長が言われるみたいに、小グループによる意見交換会、ミニ座談会なんかもその中へ入っていろいろと話をすることによって、お年寄りの方の意見なんかも聞けるんじゃないかなと思っておりますので、何分、高齢者の方のコロナ禍の対応もよろしくお願いしたいなと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
藪坂議長	<p>今から換気休憩をします。2時10分に再開をいたします。</p> <p style="text-align: center;">(午後 1時59分 休憩)</p> <p style="text-align: center;">(午後 2時10分 再開)</p>
藪坂議長	<p>一般質問を再開いたします。</p> <p>続いて、辻内正誠議員より出されております</p> <p>(1) 吉野町総合計画と財政改革について</p> <p>(2) 鳥獣害対策(駆除)について</p> <p>の一般質問をお願いします。</p> <p>辻内正誠議員。</p>
辻内議員	<p>1番、辻内でございます。一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。</p> <p>1つ目の質問、吉野町総合計画と財政改革について質問させていただきます。</p>

まず、そもそも総合計画とは何かということを確認させていただきます。

私は、一言で言うと、総合計画は、町長が将来の吉野町の姿を住民に約束したこと、そして、その結果は町長の成績表とこのように考えておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。一言でお願いいたします。

藪坂議長

町長。

中井町長

辻内議員の質問にお答えさせていただきます。

ただいま総合計画とは何か。ちょうど10年ごとにそのタイミングがやってまいります。私自身は本年度選挙があり、ちょうど来年度の総合計画にちょうどタイミングよく、なります。ですから、今抱えている吉野町の現状をしっかりと把握した上で、私が目指す町のビジョンを考えております。

藪坂議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。町長が目指す姿、こういうことで認識したいとこのように思います。

そのような中で、第4次総合計画、A4の冊子でございますが、25ページの財政指標、そのほとんどが目標より悪化しております。財政指標、つまり財政の状況は町民が安心して暮らしていける町の財布の状況を示しており、その財政の状況が計画より悪いわけでございます。例えば、経常収支比率は、平成30年度が計画95.7パーセントに対し結果が99.8パーセント、令和元年度が95.4パーセントの計画に対し、実績は県の確認がまだということで決算には示されておきませんが、昨年度よりは多少よくなっていると思われまじけれども、計画には達していないと思われまじ。将来負担比率は、平成30年度が計画64.1パーセントに対し実績が98.7パーセント、令和元年度が計画67.4パーセントに対し実績108.7パーセントといずれも計画より大幅にオーバーしており、しかも増加に傾向にあります。

これらは、前北岡町長時代の結果でございますが、なぜこのような状況になつ

たのか。そして、中井新町長としてこの振り返りをした際にどのように総括されるのかをお伺いしたいと思います。要点のみで結構でございます。町長、よろしくをお願いいたします。

藪坂議長

町長。

中井町長

先ほどの総合計画とリンクしてくるかなというふうに思います。

ちょうど4次総合計画のときにちょうど10年先を見据えた形での、恐らくそのときの当然トップであるビジョンを示すと同時に、町の中でやっていかなければならない大きな事業から、そしてインフラ整備、そういったことを総合的に財政で見ていくのが中期財政計画です。総合計画と中期財政計画がリンクしながら事業をやっていくというのが、本来の財政基盤、基準をしっかりと確保していくことだと私自身は思っております。

その中で、今、30年度の経常収支、また将来負担比率、実質公債費比率など、この辺は30年度、また元年度も今回の報告でも出ておりますけれども、若干予想したよりも悪化している。この点につきましては、しっかりと4次総計の中で中期財政計画と照らし合わせた中で、やはり当初その4次総計で、なおかつ中期財政計画に盛り込んでいたもの以外の事業がやはりこの悪化を招いている。大きなものでいきますと、旧国栖小学校跡地の整備、そしてまた関西ワールドマスターズゲームズ、小中一貫教育校の整備、また吉野町版DMOなどなど、総計10億を超える事業を新たに追加し、この追加した部分が指標の悪化の主な原因になっているとそのように分析しております。

藪坂議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。

大きな悪化の原因を、今、二、三、3つ、4つ挙げていただいたわけですが、財政をよくするために何かされたことがございましたらお願いいたします。町長、即答無理でしたら、担当課の課長さん、今、思いつくことで結構ございま

す。あればお願いいたします。

藪坂議長

山本財務課長。

山本
財務課長

失礼いたします。

特に具体的にどういうふうな対応をしたかということはちょっとお答えしにくいんですが、先ほど報告の第7号でもお話をさせていただきましたように、早期健全化判断比率等の数値と比べますと、そこまで危険な数値ではないということで、まだ適正な範囲内であるという認識をしているところでございます。

ただ、全国的に見た場合は、非常に奈良県自体も低い数値であり、また、吉野町の数字も決して安心できる数値ではないということでは認識しているところでございます。

藪坂議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。

今、回答いただいたとおりなんだと思います。使ってきたことについては、皆さん認識がある。でも、その逆、削減したこと、工夫したことがすぐ出てこない。これが実情だから、結果として財政数値が悪くなってくる。当たり前のことでございます。

私は、先ほど町長の答弁の中にもございました吉野町総合計画とリンクする吉野町中期財政計画平成28年3月発行にも目を通しました。この27ページにこうあります。原則、各年度の新規町債発行額は、当該年度の元金償還額より超過させないこととする。これは、この5か年の期間に相当する平成28年から令和元年の4年間の決算書から合計してみました。発行が25億円、元金償還が21億円でオーバーしております。財政調整基金、いわば町の預金ですけれども、その残高が標準財政規模の15パーセントを下回らないようにするとあります。財政調整基金は、平成28年度9億3,000万円だったものが、令和元年度の決算書では4億8,000

万円しか残っておりません。標準財政規模の恐らく15パーセントぎりぎりのところにまで来ていると、いろいろな資料から私自身判断しております。

財政指標をよくするために住民のサービスを落とせば本末転倒であり、そのようなことがあってはなりません。しかし、結果、私が何を言いたいかというと、第4次総合計画を財政なり住民サービスの最大の物差しのようになりたい、それと一対である吉野町行財政改革プランを時間をかけて策定しながら、実際の行政施策はそのことを忘れてお金を費やしていたと言われても仕方がない状況、一般の会社で言えば、利益計画や投資計画を横へ置いておいて、いろいろとお金を使っていて、結果を見ている無責任経営。それと同じく、財政に関しては、いろいろと仕方がない部分があったものの、財政対応稀薄性行政であったと、私はこの4年間をそのように自分自身、総括させていただきます。

この総括に至るに当たり、私が気づいたことを提案させていただきます。この提案に関しては、後ほど町長のほうから簡単に感想をお願いしたいと思います。

私は、吉野町行財政改革プラン2016を読ませていただきました。A4用紙に何をいつまでにどのようにどの程度までと記入したものと、それを体系としてまとめている行財政改革大綱体系図であります。

この体系図とアクションプランシート、恐らくコンサルタントがつくられたと思いますが、ちょっと文句を言いたい、そういう低レベルでございます。どこがかと申しますと、財政数字に直結する結果の評価と、結果を求めるためのプロセスの評価が分けられておりません。

分かりやすい例を示しますと、私が1年後のフルマラソンで3時間半を切るという目標をつくったとします。そのために毎日2時間ジョギングをするという計画をつくりました。結果、3時間を切ればA、4時間を切ればB、4時間以上ならCと評価する。プロセスは週2時間ジョギングをすればA、週に4回すればB、2回ならCとします。1年後、結果、週2回しかジョギングをしなかったが、3時間半を切ったとする。すると、結果はA評価。それに至るプロセスはCなわけです。でも、結果がよかったので、それはよしです。逆の場合、毎日ジョギングしたがマラソンの結果は4時間以上かかった。この場合、結果はCです。でも、その努力、つまり練習はA評価です。結果的にどちらがよかったかといえば前者

なのに。決してその過程、努力を評価しないわけではありません。むしろプロセスを評価したい場合もあります。そういう意味で、結果を評価する項目と、そのプロセスを評価する項目をきっちりと分けるべきであった。

そして、なぜそれが分けられていないのかということをも自分なりに分析してみますと、財政改革と行政改革の関係が目的と手段の関係に十分に整理されていなかったことに起因すると思われまます。令和元年度の行政改革プラン2016年の結果にも目を通させていただきました。結果にはAやBが多いにも関わらず、財政指標がよくなっていません。このことは、そのプロセス評価をされていて、結果の評価をされていないからだと思えます。専門的にはロジックツリーと言うらしいですが、そこをしっかりとできていなかった。同じコンサルタントを使うならば、もうちょっとしっかりしたコンサルタントを使ってほしかった。

この感想に関して、町長はどのように思われますか。感想で結構でございます。

藪坂議長

町長。

中井町長

今、いろいろと分析をされた形での私の感想。

いろいろその単体の一部分だけはちょっと見られない部分があるかと思えます。私自身もその中で最終的な結果目標というのが、やはり政治は我々当然そうなんです、政治は結果ですから、それが評価されるべきである。

ただ、私はこのプロセスというのも、人生の中でも一緒やと思うんですね。プロセスの中で、結果は得なかったけれども、そこから連動してつながりから後の結果を生み出すこともある。ですから、ある意味、今のことだけでいきますと、その部分での私の感想しか言えないですけれども、要は、吉野町全体の中でいつもいろんなものが複合的に網目のようになって町全体の活力になる。そういったことも含めてのやはり評価をしていかないといけないかなというふうに思えます。単体に見たときには、やはり結果としては大事ですから、そのとおりかも分かりませんが、ちょっとその全体構図の中での評価というのは、今の段階ではちょっと分からない部分がありますので、お答えしかねる部分があります。

藪坂議長	辻内議員。
辻内議員	<p>ありがとうございます。ぜひ次のときは、ロジックツリーとか難しい言葉あるんですけども、少しここにおられる課長さん、部長さん、参事さん、勉強していただきたいとこのように思います。</p> <p>続きまして、町長が先ほどからの答弁でもいろいろ出しておられます第5次総合計画でございます。</p> <p>第5次総合計画は財政を改善していかれますか。一言でお願いいたします。</p>
藪坂議長	町長。
中井町長	<p>先ほど5次総合計画、当然そのタイミングで私になりますので、ビジョンというものを申し上げさせていただきました。</p> <p>その中で、当然、総合計画の審議会等々で町全体のビジョンでもあるのは、これは言うまでもありません。その中で、ちょうど4次総合計画のときに中期財政計画に伴うしっかり財政抑制ができてきたかどうか、その部分というのはやはり欠けていたなという部分が、私が思う部分でもあります。</p> <p>ですから、この10年の中で、恐らく災害とかいろんな大きな変化のときに突発したものが出てこようかと思えますけれども、それ以外のしっかり今必要なもの、それがプラス人が豊かになる、不安を希望に変えるという部分で、一つ一つの項目をつぶしていきたい。その中で、中期財政計画のやらなければならないことをしっかりやる。そして、もし財政の出動が必要になったときには、民間企業の活力を生かす。そういった形での財政改革をやっていきたいと考えています。</p>
藪坂議長	辻内議員。
辻内議員	<p>ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。</p> <p>その計画に織り込むに当たり、僭越ではございますが、私から2点提案がございます。後ほど、またこれも感想で結構でございます。お願いいたします。</p>

まず、1つ目の提案は、経常収支比率に直結する町職員の人数削減に関してです。職員さんの削減を口にするのは非常に心苦しいのですが、あえて言わせていただきます。

吉野町の人口は現在、第4次総合計画後期が始まった平成28年4月で7,800人、今年の令和2年4月の人口が約6,800人で1,000人減っていますが、行政職員の方は約120名前後でほとんど変わっておりません。単純に人口に比例させると既に100人程度にならないといけないのですが、住民サービスを維持するために、そんな簡単に比例で減らせないことは十分理解しております。

が、一方で、令和元年度の総務省類似団体における全国68自治体の中で、人口1万人当たりに計算し直した一般行政部門職員の人数は63番目に位置しております。つまり、職員数が多いほうから6番目に位置します。同じ分類に奈良県から吉野町も含めて6町村が入っているわけですが、その中でも一番多い人数となっています。人口1万当たりの68町村の平均値から逆算すると、今の吉野町で77人の一般行政部門の職員が全国の平均値となります。

ただ、ここまで一度に減らすというのはなかなかしんどいと思います。しかし、2025年に仮に90人なら毎年5パーセントの削減なので、可能な範囲ではないかとかこのように考えております。本当に職員の方の人数削減を口にするのは心苦しいわけでありましたが、ここ数年から10年やってこなかったことが、ここになって大きなひずみとなって顕在化しているのではないかとかこのように思います。

ここまででしたら、ただの文句、もしくは提案なのですけれども、私は、ラスパイレス指数を上げたらどうかということを申し上げたいと思います。これは、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料レベルですが、吉野町は92と低過ぎると思います。

このラスパイレス指数、いろいろな資料のコメントを見ても、低いほうがよくやっているような記述をされています。上がると悪いことをしたように記載されていますが、私はそうは思いません。吉野町の92は、奈良県39市町村の中でも下から9番目か10番目ぐらいの安さです。町だけを見ても、県内に15の町がありますが、下から5番目の安さです。これでは職員の方々のやる気が出ません。大学を卒業した人材の獲得もしにくいです。

奈良県内の町村平均は94、全国の町村平均は96です。隣の大淀町も96です。一度に92を96に持っていくことは無理です。でも、92から96まで5年間で持ち上げるには、毎年0.8パーセントのアップです。職員の年齢構成もあるので、そんな単純計算ではないと思いますが、先ほどの職員の削減数の話を合わせると、人数は5パーセント削減する、でも給料は0.8パーセント底上げする、差引き4パーセントは毎年行っていく、そして5年後、10年後には少数精鋭の各組織、筋肉質な各課、そんな役場をつくれなかと考えるのですが、町長、いかがでしょうか。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

ただいま人口減少が進む中で、職員数のことと照らし合わせながらこのラスパイレス指数というのをご提案いただいたのかなというふうに思っています。

当然、職員の立場からすると、給料はやっぱりこの指数が高くて手取りがいいほどいい。これはもう当然のことかなというふうに思います。

その中で、このラスパイレス指数というのと同時に、人件費、総額的に財政に伴う人件費ベース、ここがどれぐらいのウェートを占めているか。当然、過去を振り返ったときに、やはり事務事業評価であったり、事務文書の見直し、そして事業をどこに選択と集中を置くか、これによって、ある程度、事業費、人件費の抑制もできる。総合的にやはり考えながら、このラスパイレス指数というのを考えていかないといけないのかな。当然、この吉野町におきましても、人口が多いときの行政の役割、それと同時に、高齢化してくると行政の役割がやはり事務事業ボリュームが、私自身も議員になってから見ているんですけども、やはり増えています。それは、周りを見ましても、有害鳥獣被害にしても、これはもともとはそんなネットフェンスを張ることもなく、いろんな部分の中で行政がそこに書く労力であったり、制度設計であったり、要らなかった。そんなものであったり、バスの体系であったり、確かに高齢化することによって様々な事務事業というのは増えています。

ただ、それの中でいかにそしたらその人件費を抑制しながら、このラスパイレス指数を上げていくかというのは、まさしく事務事業の見直しと選択と集中かな

というふうに思っています。

今まで、やはり人がベースになる事業をやっていくという前提が大切だと思います。従来、やはり国の補助金を活用しにいく。これはやはりどこを目指すべきものかしっかりした中で補助事業を取りにいくと、やはりそれが生きてくるんですけれども、やはり補助金だけを取りにいくと、そこに関わる人件費ベースであったり事務事業というのはボリュームが上がってきます。そうすると、必然的に人件費というのが上がってきます。賃金は安いけれども、ラスパイレス指数、人件費だけが上がってしまうということは、職員のモチベーションも全てがプラスに転じないということも考えられますので、いかにラスパイレス指数を視점에、いろんな提案をいただきましたけれども、私のほうでは、やはり今後、5次総計の中ではそういった視点で選択と集中、事務事業の見直しも含めてラスパイレス指数というのを視野に入れて考えていきたいなというふうに思っています。

薮坂議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。まず事業から見直していくということだと思います。非常に共感の持てるご回答でしたので、ぜひよろしく願いいたします。

2つ目の提案でございます。これは、非常に難しいと私も思っておるんですけれども、将来負担比率の将来予測を、大きな投資をするときにというか、起債の際に委員会で話し合えないか。別の言い方をすると、提示していただけないかということです。

というのも、結局、今の一点一点の予算審議、あるいは案件審議、議案審議では、木を見て森を見ずの状態になっていて、将来の姿が見えない。結果だけを見ているということでございます。国の交付金も先は分かりません。税収も先は分かりません。結果として非常に難しいと思いますけれども、この可能性についてはいかがお考えでしょうか。簡単で結構でございます。

薮坂議長

町長。

中井町長

今、大きな事業投資に関してです。

これは、私自身もそれはそのとおりだと思います。従来、大きな例えば庁舎の整備とか、小中一貫とか、複合的にやっていくときには、その内容を決めていくのにやはり検討委員会からいろいろしていくと、やはり10年ぐらいのスペンが要るかなとは思うんですね。ですから、恐らくその10年の中に大きな事業というのは落とし込める。ただ、その環境の社会的な変化の中でどうしても広域から、また県の動きの中で出てくるというのは、やはりその時点で見えない部分もあります。それ以外の、やはり町内での動き、また世の中、国の流れとかの中で見えてくる部分に関しては、できる限りそれぐらいのビジョンでやらないと、しっかりとしたまちづくりというのはできないと思いますので、その辺、大きな部分に関しては、やはりできるだけ早い時点で示していけるようにしたいなというふうに思っています。

それと同時に、ちょっと先ほど漏れていた部分もあるんですけども、ラスパイレス指数の部分ですけども、人に関しては、まだまだ定員管理計画、やはりさっきの事業の見直しと同時に定員管理計画というのをしっかり念頭に置きながらやらないと、必要なところに必要な人材を置けないということになりますので、そこも視野に入れてやっていきたいと思っています。

藪坂議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。

最後に、財政が厳しくなれば、その影響を受けるのは住民でございます。もう13年ぐらい前になるかと思いますが、私が地域の住民として活動し、毎年町から頂いていた補助金が大幅に削減されたことを覚えております。役場の職員の方も大変な思いをされたと伺っております。今の財政状況、そうなるかならないかのぎりぎり、もしくは一歩手前まで来ていると思います。どうか第5次総合計画に向けて、町民が安心して暮らしていけるそういう計画と財政計画、よろしく願いいたします。

2つ目の質問をさせていただきます。鳥獣害対策についてでございます。
まず、大前提となる鳥獣害による悪影響とは何かをお尋ねしたいと思います。
吉野町は3,000世帯強ですが、そこそこ大きな農業から小さな家庭菜園まで含めれば、少なくとも数百世帯、恐らく1,000世帯以上の方が鳥獣害に苦しんでいると想定します。

そんな中、私は、鳥獣害は被害の大きさでなく、住民の生きがいを奪ってしまう。つまり野菜を作っている鹿やイノシシにやられてしまう。もうやめよう。そしてテレビだけを見ている。結果、楽しみがなくなり健康を害してしまう。本当に鳥獣害は、暮らしに最も大切な生きがいを奪っていると考えておりますが、町長はどのように考えておられますでしょうか。

藪坂議長

町長。

中井町長

3分の1が被害を受けるということですし、私自身も、今、辻内議員おっしゃっていただいたように、生きがい、そして楽しみを奪うものであると同時に、もう一つは、地域全体、その地区の風景を崩してしまうというふうに思っております。

藪坂議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。全く同じ思いであるということを確認させていただいたとこういうことだと思います。

鳥獣害対策には柵による防御、音や光による追い払い、そして鹿やイノシシそのものの駆除があるわけですが、今回は駆除に絞って質問させていただきます。

私は、猟期以外の獣害駆除が吉野町と周辺自治体とでかなり違うのではないかという疑問を持っておりました。

そこで、吉野町を囲む6市町村、具体的には、桜井市、宇陀市、大淀町、下市町、川上村、東吉野村の役場の担当課の方にヒアリングを行い、その結果をレポートにまとめて産業振興課へ提出させていただきました。

周辺6市町村との明らかな違い、つまり吉野町が最も遅れていることが見えてまいりました。その差が捕獲頭数の差にも表れております。それは、わなによる駆除への取組でございます。決して銃による駆除を否定したり非難しているのではありません。協力してくださっている方には感謝しておりますので、誤解のないようお願いいたします。

吉野町の鹿とイノシシの捕獲頭数の実績は、年間約200頭です。これを結果として見れば、吉野町に22個ある箱わなによる捕獲が150頭、75パーセントを占めておられます。周辺自治体では猟友会の方と連携して、多くの箱わなやくくりわなが年中自治体のどこかに仕掛けられています。下市町では年間1,000頭、宇陀市で1,400頭の駆除を行っておられます。これは、結果として後で見れば、箱わなによる捕獲頭数比率が高い吉野町と、わなによる捕獲を増やすために攻めの施策をここ数年以上にわたり整備してきた周辺自治体と大きな差が出てきていることをはっきり示していると思われまます。今の吉野町のわなによる施策では、報酬金一つ取っても、やる気が出てくるものではございません。

そこで、質問と申しますか、要望でございます。来年度予算に向けて、わなによる駆除施策を抜本的に見直すことを要望いたしますが、町長、いかがでしょうか。

藪坂議長

町長。

中井町長

ただいま有害駆除に対する対策について、狩猟の部分と、やはり箱わな、わなでする部分の捕獲率が高いということで、これは全国的に見ても、やはりそういった実施隊を整備していくというのは必要かなというふうに思っております。

様々な猟友会を中心に皆さん方で活動はしていただいております。その中で、やはり日々の中で、もう少し人材をやはりこれを確保していかないといけない。当然、そちらもそうですし、地区でやはり地域的にやっていく体制も取っていかなければならない。そういったときには、わな猟による実施隊というのを、やはりこの両輪でこれからやっていく、そういった育成も含めてやっていくことが、有害対策に向けての取組かなというふうに考えております。

ですから、令和3年度に向けて、そういったことも視野に入れながら予算編成も含めて考えていきたいなというふうに思います。

それと同時に、やはりいろいろ、サルも最近よく出ていることも考えられます。ですから、いろいろ防護とまた駆除のこの両方ですね。それと同時に、やはり今、午前中にもありましたけれども、里山が荒れてくる、そして休耕田が増えてくる、そうするとやっぱり茂みが多くなってきて隠れるところが増えてくる。そういったことも総合的に里山整備もしていかないと、こういった駆除というのは減らなかなというふうに思っていますので、そういった総合的なことを地域に皆さん方と共に、そしてまた猟友会の皆さん方を中心に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

藪坂議長

辻内議員。

辻内議員

ありがとうございます。

最初に申し上げましたように、鳥獣被害は住民の生きがいそのものを奪っているものであると私は考えております。吉野町にはたくさんの課題がございます。どれもこれも優先順位が高いわけがございますが、鳥獣害対策に一步踏み込んだ施策を打っていただくことをお願いいたしまして、そして、徐々に吉野町から獣害が減っていくことを期待いたしまして、取り組んでいただけますようお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

藪坂議長

消毒タイムです。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

質問者席マイク・机上のアルコール消毒を実施)

藪坂議長

続きまして、下中一平議員より出されております

(1) 小中一貫教育について

(2) 自主財源の確保について
の一般質問をお願いします。

下中議員。

下中議員

2番、下中でございます。一般質問の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。早速ですが、質問に入らせていただきます。

小中一貫校につきまして、新しくできる小中一貫校のグランドデザインとソフト面の整備についてお尋ねさせていただきます。

もう間もなく小中一貫校の建設のための入札が行われるとのことですが、新校舎、ハード面につきましては、着々と開校に向けて出来上がろうとしている状況だと思われま

す。そのハード面は予算が執行され、予定の時期が来ましたら出来上がることが想像がつく状況にまでなってきましたが、ソフト面の整備こそが、保護者が望む小中一貫校の根幹であると思われま

す。これから始まる工事期間中の生徒等へのケアも含めまして必要と考えられます。小学校1年生から中学3年生まで9年間、人間関係が変わらないような形になっていくこれからの小中一貫校ですが、その崩れた人間関係等、いろいろ今までにない問題が考えられると思われま

すが、このような場合、どのような形で生徒に対応、指導されていくのだろうか。これからの問題に対応する専門的な職員の配置などがあるのかどうかというところ辺も含めまして、これらのことを反映した新しくできる小中一貫校のグランドデザイン等、イメージ等を聞かせていただきたく質問させていただきますので、よろしくお

藪坂議長

教育長。

森 本
教 育 長

自席にて答弁をさせていただきます。

今、建設等のこともお話を頂きました。ソフト面のことについてでございますが、ご質問は、ソフト面についてどのような形で、今、構想しているのかというお話を頂きました。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大してまいりまして、3月から長期の学校のほうは休業というような状態にもなりました。また、それへの対応、さらには多人数での集会等をなかなか行うことができませんでした。ようやく先日、7月になりましてから、小中一貫教育開校検討委員会を開催させていただきました。これから検討していくべき内容、また先生方で組織をいたしました推進委員会、そこにおきまして、令和4年の4月開校の小中一貫教育校の教育課程の基本構想等も検討いたしまして、今、各部会のほうで詳細なことを検討を始めたというのが今の状況でございます。

その中で、まず、基本的な構想の一部でございますけれども、私のほうから少しこの機会にご説明をさせていただきます。

教育目標につきましては、これまでも基本方針の中でも述べさせていただきましたが、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身を身につけ、自信と誇りを持って未来に向かって力強く生き抜く子供を育てるとというのが教育目標でございます。9年間の一貫した教育を実現するキーワードといたしまして、学びを続けるというところでは、6・3制を基本にしながらも、子供の発達段階や教科の特性を考えた教科担任制、あるいは専科教員制、そして小中学校教員の相互乗り入れの授業等も選択肢に、どの程度、令和4年4月に実施できるかというところを、今、教員とも協議を始めたところでございます。

また、生活をつなげるでは、6・3制を基本として、豊かな人間関係を醸成する児童生徒間の交流活動をさかんに展開してまいりたいというように考えております。先ほど議員からのご質問にもございましたけれども、人間関係という人数の少ない中で固定された人間関係ではなくて、1年生から9年生までの子供たちが共に生活する中で、いろんな子供と、いろんな生徒と触れ合うことを通して子供の人間関係というのが育っていくものだというように考えております。そういうような小中一貫教育校の利点を大いに活用していけるような教育課程を組んでいきたいというふうに考えております。

また、本町独自の魅力ある教育として、3つの柱を設けております。

1つは総合吉野、それから木育吉野、そして各教科の学習を連携させまして、持続可能な社会の形成者の一員となり得るそういうような力をつけるためにも、

ふるさと教育という部分で力を入れていきたいというふうに考えております。

2つ目は、PCを先日、議会のほうのご承認をいただきまして、1人1台のPCということで、今、各学校に配置をしたところがございますが、PCを初めとしたICT機器を誰でもがいつでもどこでも活用できる環境を整備し、情報や情報技術を主体的に活用できる子供の力、ICT教育の充実ということが2つ目でございます。

3つ目は、国際社会でグローバルに活躍できる人材の育成ということで、1、2年生に英語活動、これを導入していきたいというふうに考えております。小中一貫教育校になりますと、学習内容の前倒しということが出来ます。3、4年生で英語活動がございますけれども、小中一貫教育校になりますと、それを1、2年生、今の通常の学校では教育課程にはないわけですが、1、2年生の段階で3、4年生の中身を前倒しして一部実施していくことが出来る。こういう利点を使いまして、英語教育の充実を図っていきたいというふうに考えております。

こういうような方向性で、今、小中一貫教育校というものを考えております。

まず、第1段階として、令和4年の4月にどのような教育内容ができるのかということをもまずは明確にいたしまして、その後、今述べさせていただいたような中身が、これを実際に職員が1つの校舎の中で共に子供たちの教育に当たる中で、相談をして、次年度どのようなことを入れていくのか、こういうような小中一貫教育のよさを入れていけばいいなというようなことを、直接やりとりする中で一つ一つ階段を上がっていくように積み重ねていくことが、私は、小中一貫教育が実を結ぶ手段であるというように、大事なところであるというように思っております。

これまで私自身が経験してきた小中一貫教育校の先行事例を見てまいりますと、そういうようなところで、あまりにもかけ離れた大きな目標をすぐに実施しようとする、そこにいろんな問題が出てまいります。先生方と共に協議をして、一段ずつ積み重ねていきたいというふうに考えております。

また、子供たちの心のケアという部分でございますけれども、それにつきましては、今も吉野町の場合にはスクールカウンセラー、また、県からお願いをしておりますSSW、スクールソーシャルワーカー、そういう専門の方にも入ってい

ただきまして、子供の心のケア等についても対応していらっしゃるところでございます。

また、校舎ができるまでの間でございますけれども、中学生の子供たちにつきまして、どうしても新校舎が同じ敷地内に建設をされます。そういう中では、いろんな課題というものが想定されております。そういうことにつきましては、その想定された課題、その解消方法等、どこまで軽減できるかというようなことも整理いたしまして、業者が決定いたしましたら、すぐさまそのあたりの対応についても協議を進めてまいりたいというふうに考えております。短期的には1週間に1回、必ず学校と教育委員会と業者と3者が1週間に1回は必ず打合せをして、影響ができるだけ軽減できるように進めていきたいというふうに考えております。

また、保護者の皆様にはいろいろとご心配をおかけしております。その点につきましても、工事の進捗状況をできるだけご報告させていただいて、ご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

どうぞよろしく願いをいたします。

薮坂議長

下中議員。

下中議員

ご答弁ありがとうございます。今、教育長のほうからたくさんこれからの方向性のことについてお話しいただきましたが、ちゃんとしたグランドデザイン、また新設校に向けての、分かりやすく言いましたら、要覧になるようなものもソカクになってくると思います。ぜひ早く、できましたら本年度中にでも作り込んだグランドデザインというものをを見せていただけるよう努力していただきたいなと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

関連しまして、小中一貫校の整備が完了してからとお聞きしたように思うんですが、町内の2つのこども園、幼稚園につきまして、今後集約していくことが考えられるのかなというふうに思っております。小中一貫校の整備と比較しましたら、費用面でも作業面でも労力が小さくおさまるのではないかなと考えられるんですが、町内のこども園の今後につきまして、統廃合や編成を現時点でどのよう

に考えておられるのか。今後進めていく上で、計画性が保護者等の理解を求めるのにも重要なところ辺になってくるのかなと思われませんが、そのことにつきましても、イメージだけでももしありましたらお話をお聞きしたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

藪坂議長

町長。

中井町長

小中一貫が令和4年4月から始まります。当然、教育体制の中でこの認定こども園というのが平成27年度からスタートしております。よしのこども園のほうが幼保の連携型、そしてわかばこども園というのは幼稚園型で実施していると。この教育体系、保育体系ですけれども、この辺というのが、恐らく教育委員会のほうでもある程度この2つの方法でやってきた中で、どういうふうな成果があって、そしてどういう幼保教育を目指していくかというのは恐らく見えてこようかと思えます。

ですから、いろいろな、単に1つにするというだけではなく、やはり吉野町のこども園というのをどういう教育に持っていくか。そこが、恐らく令和4年4月から小中一貫になりますので、早い段階からそのことについても検討を始めていけないなというふうに私のほうでは認識しています。

と同時に、そうなってくると、また今後、保育・教育の方向性ですけれども、やはり、私の考えですけれども、幼保連携型になると同時に、また、吉野のふるさと教育、今、森の幼稚園とか知事とも提唱していますけれども、そういった特性のあるものも含めながら、保育・教育の方向性を検討していきたいなというふうに思っています。

あと、教育長のほうからちょっと詳細、また方向性については聞いていただきたらと思います。

藪坂議長

教育長。

森 本

今、町長のほうからほとんど私と同じ、私が今、述べさせていただくことと同

教育長	<p>じょうなことをお話ししていただきました。町の方向として、今、町長がお話をしていただきました。</p> <p>特に、平成27年度からこども園という新しい制度の中で、幼保、保育と教育という一連の流れの中で、ゼロ歳から5歳児までを育てていくということになりました。私自身が就任いたしましたのが、ちょうどこの制度ができて2年目からでございます。この5年間につきまして、やはりその新しい新制度の中で、一つ一つ見えてきた課題というものを克服しながら、ようやくこのこども園制度というものが吉野町に定着してきたなというのを最近、子供たちの様子、また職員の保育、教育の在り方を見ておりますと、実感しております。</p> <p>だから、まずは、この保育、教育、この5年間続けてきた保育・教育の内容、そのことの検証、そしてその成果と課題ということを確認にすることが大事なことであるかなと。その上で、計画的に今後の吉野町のこども園の方針というものを協議を、特に皆さん方のご意見もいただきながら、教育振興審議会等でもご意見をいただきながら進めていきたいというように考えております。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
薮坂議長	下中議員。
下中議員	<p>ありがとうございます。新しくできる小中一貫校につきまして、町会議員の立場よりも保護者の一人としましても大きく期待しておりますのでございます。</p> <p>また、こども園のより一層の充実にも期待しておりますので、ぜひ県内どころか全国に誇れる教育・保育の充実にぜひ努めていただきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>引き続きまして、2つ目に行かさせていただきます。</p> <p>自主財源の確保について。</p> <p>今回の定例会に提出されました令和元年度一般会計決算書並びに決算説明資料の中で、歳入、特に町税を初めとする自主財源の中で、寄附金及び財産収入の増が目につきました。寄附金の増は、令和元年度にふるさと納税の徴集が前年度に比較しまして約1億7,000万増加している。これは大きく飛躍したポイントだ</p>

と思います。それ以外に、財産収入におきましては、左曽地区の太陽光パネルの財産収入、もしくは、令和3年度から始まる償却資産税の収入等が見込めるとのことで、やはり土地の有効活用等から考えましたら、財政面におきまして、一般財源を確保するという事は非常に大事な事なんじゃないかなというふうに考えられます。

今後、町長が様々な施策を展開していく中で、国や県の補助金、過疎債の有効活用は当然のことなんですけど、自主財源の確保が非常に大切だと思われるんですけど、町長、今後このような収入増につながる取組についてはどう進めていかれる予定でしょうか。お話を伺えますか。

藪坂議長

町長。

中井町長

過年度の決算の数字から自主財源ということをおっしゃってくださいました。当然、昨年度は、この寄附金に関しては、ふるさと納税が非常に大きなウエートを占めた。それは、吉野町だけの問題じゃなくて、いろいろな要因の中でその財源は増えたということでございます。

過去いろんな意味で、小学校の跡地利用とか公有財産、今おっしゃっていただいた太陽光パネル、西谷ではららぽーとの賃借ができた。そして、また小学校も6校あったときから比べますと、中荘においては野外活動センターができた。柳に中竜門においては特養施設ができた。そういう様々な活用と、そしてまた収入源という形でやってきました。

今後、やはり小中一貫に伴い、2校がいろいろ利活用も含めていかに自主財源につなげられるか、これは単純的に家賃収入とか土地収入だけじゃなくて、要は、経済、雇用を生み出すものにつなげていけることができるか、そんなことも含めながら、自主財源を確保していきたいなというふうに思っています。

と同時に、ふるさと納税そのものは、昨年度に比べると、今、コロナがあり、いろんな状況は厳しいですけども、企業版ふるさと納税とか、いろいろ税優遇性が6割から9割まで補助できるというふうになっています。この辺をしっかりと5次総計の中で吉野町としてやるべき事業、それが企業連携とできるものかど

うか、先ほど野木議員から一般質問ありましたように、津風呂湖周辺の整備、また、宮滝遺跡とか、あと吉野山の様々な施設を含めて、そういうふうな企業版ふるさと納税も活用した形での自主財源の確保と、そして地域振興、経済の循環をつくっていききたいなというふうに思っております。

藪坂議長

下中議員、

下中議員

すみません。今、町長のほうからご説明がありましたように、小中一貫校の整備が始まり、跡地利用に向けて、町内のほうではそれに向けた検討会議が開かれる、もしくはそちらのほうに向けての準備が始まったというふうにお答えしております。

数年前、今、町長のほうからお話もありました中荘小学校の跡地利用につきまして、大阪府の青少年活動財団が宮滝の学校を使ってくださっているというところ辺では、跡地利用としては財政面に物すごく寄与する事業だったんじゃないかなというふうに、1つ取り上げて例を例えましたら、見受けることができるかと思われます。

先ほど幼稚園のお話もさせていただきましたが、こども園ですね、教育長のお話では、すぐにといいわけではなく、今までのやってきた教育の実績を見直してというところ辺の経過を踏まれた後、また数年後、そういう跡地利用の問題にも関わってくるんじゃないかなというところ辺も含めまして、今後、両幼稚園の問題もそうですが、幼稚園、町内で抱えているそういう町有財産の利用につきまして、空き施設等の利用計画や企業誘致の考えなど、いろいろ多面的な考えを持っているかと思われんですが、その辺につきまして、町長、何かお考えがありましたら、詳しくありましたらお聞かせ願えますか。

藪坂議長

町長。

中井町長

小学校、また公有財産の活用、跡地利用についてですけれども、今、下中議員言っていただきましたように、庁舎内では課を横断したプロジェクトチーム、ま

た、南部、東部の振興課の地域支援を交えて、今、会議を定期的に行っております。

先ほどチュウイチ議員からもありました大きな投資をしていく、そしてまた方向が見えているときは、早い段階でやはり計画をしていかないといけない。当然、庁舎内で今、そういう結成チームをつくっております。

現段階で私のほうから、例えば吉野小学校跡地をこういうふうにしていきます、企業連携ということはまだ言えませんが、早い段階で、私自身も方向性を示していきたい。そういった意味も込めまして、議員の議会のほうの皆さん方に、この小学校跡地利用の特別委員会を設置したいなというふうに考えております。そういったことも含めながら、早い段階である程度方向性を決めながら、そしてまた自主財源の活用、また経済の活動につなげていきたいなというふうに思います。

今、そんな方向で私自身のほうで考えておりますので、改めまして、議会の皆様方にもお願いしたいと思います。

藪坂議長

下中議員。

下中議員

現在、町所有の財産、不動産財産がたくさんあると思うんですが、過去の土地の地歴といいますか、歴史をひも解きましたら、地域との兼ね合いもありまして、考慮しなければいけないことがたくさん考えられるとは思いますが、いずれにしても、各地域の連携の取れた自主財源の確保に努めていただきたいなこう思っております。自主財源の確保というのは、今後やはりお金を稼ぐという面では大変なことかも知れませんが、自前で一般財源を確保していくというところ辺りに対して努力していただきたいなと思っておりますので、お願いも含めまして質問させていただきました。

どうもお時間いただきましてありがとうございます。

藪坂議長

それでは、ただいまより換気の休憩を取らせていただきます。

すみませんが、3時15分再開ということで、よろしく申し上げます。

(午後 3時 5分 休憩)

(午後 3時15分 再開)

藪坂議長

再開します。

山本隆敏議員より出されております

(1) 吉野林業(素材)について

の一般質問をお願いします。

山本隆敏議員。

山本隆敏
議 員

7番、山本でございます。最後の質問を中井町長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

今回、初めて林業に関わる質問をさせていただきます。去年までは、同僚に町長がおられて、もう林業のことは中井議員のおはこだということで、我々が差し出るような余地がなかったように僕自身は思っております、林業のことは中井議員が質問してくれたことを僕は自分の肥やしとして林業の知識を高めていったような記憶がございます。

しかしながら、中井議員がこの2月に町長になられて、公人として吉野町を束ねる立場になられたことを踏まえて、改めて素人の私がプロの中井議員に林業のことを質問してみたい、そのように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

改めて、私のような素人が林業のことを話させていただくときに、吉野町の林業の歴史というものを垣間見てみる必要があるんじゃないかな、そのようにまず思いました。そして、吉野町ということ考えたときに、吉野町の面積は9,565ヘクタール、そのうちの82.1パーセントまでが森林でございます。そして、その吉野町の面積の中で82.1の0.1が国有林でございまして、あとの82パーセント、これが7,847ヘクタールなんです、これが民有林でございまして、吉野町の山林の特徴は、この民有林の比率がとても高いということに尽きるのかな。

そして、この質問をさせていただこうと思ひまして、製材組合の過去の売上実

績を調べさせていただいたときに、平成元年、これが48億数千万円の売上がございました。そして、昨年8億数千万円、約6分の1まで落ちております。ということは、昭和の時代まではこの吉野の人工林がとても景気がよくて、そして、その好景気に支えられて大きな所得を得られて、そして、所得税であったりもろもろの税金もその林業に頼っていた部分が大変高かった、そのように思われます。

そういうふうに右肩上がりのときはいいんですが、平成になり、この令和になり、景気が右肩下がりになってきて林業が大変なときを迎え、そして、吉野町は、もともと吉野林業といいましても集散の地でございます、その製材のほうにとかく目が行きがちのように思うんですが、もともとこの地形が表していますように、その素材というものはとても大事なものであるというふうに思っております。

そして、もう一つ、この吉野の木を語るときにいつも話に出てくるのは、この吉野の人工林というものは、始まって以来約500年ぐらいたちますということです。そして、吉野の木をネットで調べてみましたら、人工林の3大美林という言い方で出てきます。天然林ではございません。人工林としての美林であるということ全国に認められたとてもいい木であるということ。

そして、その、ほんなら人工林がいつ人工林になったのかなということになりますと、先ほども申しましたとおり、約500年の歴史がある。1592年に蔵王堂が火事で焼失しまして再建されました。そのときに、檜尾の山からヤマツツジの巨木が蔵王堂へ寄進されております。そのように、1500年代ぐらまでは吉野は天然林だったんだらうと、僕はその書物を読んで感じさせていただきました。それをあえて伐採して、人工的に山をつくっていこう、杉を植えていこう、ヒノキを植えていこう、そして撫育していこうというふうなことが始まったんじゃないのかなとそのように思っております。

そして、吉野の人たちのたゆまぬ努力の結果、どういうふうに育てたらいい木ができるんだらう、そのことを500年の歴史の中で考えられて、吉野林業の特徴であります密植と多間伐という方法を編み出され、明治31年に土倉翁が、土倉庄三郎さんが「吉野林業全書」という本を出されて、そこに吉野林業の全般を記された。そして、全国にその育て方が広がったというふうに僕は書物で読ませて

いただきました。

もろもろの話はそんなところなのですが、町長にまずお伺いしたいのは、まず、家業が林業でありまして、そして、町長というお立場から、今の吉野林業をどうお考えになられておられるのか、そのお考えをお聞きしたいと思います。よろしく。

中井町長

山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員時代に林業、木材業を中心に質問させていただきまして、今回改めて町長としてこの林業についての質問でございます。私自身もいろいろ政策の部分と、またある意味、もう少し大きな部分での答え、方向性になるかなというふうに思いますけれども、今、山本議員がいろいろ歴史からひも解きながらいろいろな林業の話をしていただいたことに対しまして、今の吉野林業がどういう状況であるか、何が必要であるかも含めてちょっと考え方を申し上げたいなというふうに思います。

ちまたでは、先ほどの午前中の質問もありましたけれども、森林所有者そのものが材価の価格の低迷から放棄されたり、不在山林が増えてしまう、こういった状況です。これは、やはり先ほどの平成元年のときに、木材価格としては恐らく一番高いピークのと時から、全国的に見るともう木材の価格は下がっているときだったと思うんですけれども、吉野の場合は集成材の単板とか薄いスライスの方がすごく値段がよかった。そういったところから、平成元年に製材組合の売上もピークになったかと思います。

そんな中で、実際に全て今まで製材所が吉野町部に集まり、いろいろな山から製材、また割り箸、この一連の流れの中で、皆さん方が、やはり山が喜んでとか、笑えば全てみんなが笑うというふうな形で来ました。ある意味、その時代は投資的財産として山を買われた方もいます。

そういった部分に関しては、なかなか非常に厳しくなったというのが現状なんですけれども、根本を見ますと、全て先人の育林技術があつてこの吉野林業がある、これが大前提でございます。ですから、長い歴史の中で一過性のものを見るだけでは、恐らくもう投資対象から外れてしまい、放置されるでしょう。そうい

った部分の中で、この吉野林業というのを、500年の歴史をつないでいくためには、私自身は今、育林技術がやはりもう一度必要ではないかなと。やはりそこを途絶えさせることなくできることが、100年、200年つないでいくということになりますので、そういった施策を林業施策の中でいかにつくれるか。

ここを、今、全国で見ますと、岡山県の真庭とかになると、銘建、企業ですけれども、有名な銘建工業さんとか、今、市場でいきますと木質バイオマス、プラスCLT、ここが主流になっています。ですから、いわゆるCLT、バイオマスというのは、木材の丸太の価格からしたらいかに大量に安く出せるか、そこが原点なので、A、B、C材の特にC材、少しよかってB材ぐらいですかね。ですから、A材としての価値を高めることができなければ、恐らく山は放置状態になってしまう。ですから、ある意味、この木材の蓄積量が、今、60年とか70年になっている部分がある。まだ、もしくは40年、50年、枝打ちの山がある。このいい山を次の時代に残すということと、そして、これから育てる育林技術ができる人を育てる、この部分をどういうふうな施策で持っていくかだと思います。

幸いにして、来年度から県のほうでフォレスターアカデミーというのが、林業大学校ができます。ここは、県庁職員として雇われて、2年間、給料を頂きながらフォレスターとして勉強すると。1年コースは実施の部分で、その後、研修が済んだ後は民間事業体とか森林組合に行くと。この2つがあるんですけども、いわゆるフォレスターとしてランドデザインを描ける人と、今やっぱり一番必要なのは、現場で木を育てる人、これが特に吉野の場合は、林業の歴史を学びながら、どういった枝打ちの技術であったりとか、大径木の伐採であるとか、そういう人を育てられるかどうか。これは、ある意味、吉野でしかやほりできないことではないかなというふうに思っています。

ですから、これは吉野町だけじゃなくて、やはり川上、東吉野、吉野林業地帯の中で、森林環境譲与税とかを生かしながら、いかにそういった人材を確保できるか、ここが勝負かなというふうに思っていますので、ちょっと全国的な林業の流れと、そしてまた吉野がやるべき人材育成というのは、少し視点を変えながら、また政策を打ち出していきたいなというふうに思っています。

藪坂議長

山本議員。

山本隆敏
議 員

今、町長の答弁を聞かせていただきまして、自分の思いと同じであったということを確認させていただき、この吉野の中ではA、B、Cという3つある材の中でAを大事にしていく、そういう林業を目指すんだというお気持ちを聞かせていただきまして、大変喜ばしく思います。

私の今回の質問も落としどころはその辺にありまして、結局、過去500年、吉野の先人たちが築いてくれて、すばらしい技術で伝承しなくてはいけないもの、そして素材の高品質化、これをやっていただいた、これをこの我々の時代に途絶えさせることは僕はよくないと思っています。今、町長、いみじくも行って1いただきましたけれども、枝打ちの仕方一つにしても、過去よく山に入られていた方々がもう高齢化になられて、そして亡くなっていっておられる方もたくさんおられます。もう今しか、僕は、おいて、ないと思うんです、技術の伝承をしてもらうのは。吉高にフォレストアカデミーの話はもう聞かせていただいて、非常にいい話だなという思いもしています。しかし、あくまで県のする事業ですので、デスクワーク的なことが多いんじゃないのかなど。いかにやっぱり地下足袋をはいて山へ入って、よきとなたを駆使して、また、今だったらチェーンソーとか機械化もされていますので、そういうことも駆使した林業を次の世代に継承していくのか、そのことがとても我々は大事だし、次の世代に伝えていかなきゃいけないことだろうと思うんです。

木のスパンは今ではもう100年以上と言われていていますよね。だから、もうその100年という時間がとても今の時代の時の流れの速さとマッチしないんですよね。100年も待ってられないという、もう来月のことが分からないというような最近の生活の中では、そういう時間の流れです。それが、100年もかけて1本の木を育てるというそのリズムと合わないんだらうと思います。だから、若い人は離れていくんだらうというふうに思うんですけれども、それはやっぱり木を育てるといふ豊かな心を育てていただいて、自分の育てた木というのを大事にしていく環境をつくっていかなくちゃいけないのかなというふうに思うんです。

それで、今回の質問の一番のテーマなんですけれども、町長に1つ提案をさせ

ていただきたいんですが、吉野町役場の中に林業課をつくりませんか。そして、少人数でもいいから、出勤なされると地下足袋をはいて山へ入ってくれる職員をつくって行って、それをフォレスターアカデミーで勉強していただく方々とタッグを組んで吉野町の山々を整備していく、そのような提案をしたいと思いますが、町長、お考えのほうをひとつよろしくお願いします。

藪坂議長

中井町長。

中井町長

今、山本議員からありましたように、ちょっと思い切ったことをやらないと、この人材育成というのはできないかなという思いは私も持っています。

今、奈良県だけではなくて、全国的にも林業従事者が5万人を切って4万人台です。奈良県でも1,000人を切っている状況の中で、1つは、先ほどフォレスターアカデミーという形の中で、1年だけではなかなか技術は学べないしということで、いかに現場で働ける人をつくるか。ここの部分で、ちょっと違うかも分かりませんが、町であり、川上であり、そういう連携の中で1つのやっぱり受け皿をつくらないかなという思いもしています。

ですから、やはりその財源をどうしていくかということをやっぱり考えていかないといけない。このときに、単体だけの森林環境譲与税、6年からしっかりとした税金になりますけれども、環境税になりますけれども、いかにその1人の人を育てていくためにはどれぐらいの費用がかかるか。プラスアルファ、フィールドがやっぱり必要になってきます。このフィールドが実は一番課題でありまして、木材として生産していく山と、後続林という形で複合的にしていく山と、もしくはまた天然林の山、この辺のすみ分けをしていかないといけない。このフィールドと、そして人が伴って、ある程度財源と、そしてまた森林環境譲与税以外の奈良県の環境税、そしてまた林野庁からの木材生産の事業費、この辺をミックスさせて何人雇えるやろうという試算をしていきたいなというふうに思っています。

ですから、庁内に1つ林業課というのも1つの方法かも分からない。それを広域的にやるのも1つの方法かも。だから、いろいろちょっと資金とそのフィール

ドを照らし合わせながら、一番やはり守るべきところはこの吉野郡の林業地であろうかと思っておりますので、育林従事者、林業従事者に対しては、そういう視点で考えていきたいなと思っております。

藪坂議長

山本隆敏議員。

山本隆敏

ありがとうございます。

議 員

本当に一番最初に言うべき話かも知りませんが、吉野林業というのは物すごく広くて、林業だけ、素材だけ考えると、川上村であったり、東吉野村であったり、また十津川であったりというこの奈良県の南部を指したことを言うんかなというふうに思いますけれども、少なくとも、我々吉野町に住む人間として、吉野町もやっぱり林地が物すごく多いんですから、その中で、吉野町のとにかく自分たちの山を人に負けないぐらいよくしていくんだというその強い思いは、僕、この民間の、今、林業経営が大変苦しいときに、やっぱり町として手を差し伸べていくのは、これは吉野町を預かっていく者の1人としては大事なのかな、そのように思っております。

その中で、去年、森林経営管理制度が発足しております。その管理制度の中には、自分で管理できないやつを市町村に委託管理してもらおうとか、また、その受けた山をもう一度森林経営者に再委託するとか、そういう制度だというふうに僕は聞き及んでおるんですけれども、それも踏まえて、上手に使っていただいて、やっぱり吉野の基幹産業の1つで、観光と林業というのは吉野町の基幹産業の2つあるうちの1つなんですから、これを潰さない。そして、もう一度財源として収入を高めていただいて、そのような美しい山をつくっていくと、自然と、僕は、吉野は栄えると思っておりますので、町長、その辺のことも踏まえて、ご検討よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、私の質問、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

藪坂議長

一般質問を終わります。

本日上程しました議案の審議が全て終了いたしました。

4日から、常任委員会・特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いいたします。各委員会の日程を申し上げます。

9月4日 午前10時 総務文教厚生委員会

9月5日 休会

9月6日 休会

9月7日 午前10時 産業建設委員会

9月8日 午前10時 予算決算特別委員会

9月9日 午前10時 予算決算特別委員会

9月10日 予備日

9月11日 予備日

9月12日 休会

9月13日 休会

9月14日 午後3時 本会議（第2日目）

を開会いたします。

明日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いいたします。

本日はこれもちまして、散会することといたします。ご協力ありがとうございました。

（ 午後 3時37分 散会 ）

令和2年第3回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和2年9月14日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 9月14日 午後3時00分開会
4. 応招議員 1番 辻内正誠 2番 下中一平
3番 山本義史 4番 欠員
5番 上滝義平 6番 野木康司
7番 山本隆敏 8番 藪坂眞佐
9番 中西利彦 10番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員と同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 森本弥寿則 総務参事 奥出亘
マスタース、参事 岡本克也 財務課長 山本剛
総合政策参事 北谷隆範 町民課長 藤本和彦
税務収納課長 坂本圭至朗 長寿福祉課長 久野史人
暮らし環境整備課長 紺田正俊 産業振興課長 中尾勇
文化観光交流課長 坂本やよい 教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局長 小西修司 主査 中出敬子
10. 議事日程
日程1 委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会）
日程2 議第27号 吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについて
日程3 議第28号 吉野町税条例の一部を改正することについて
日程4 議第29号 吉野町手数料条例の一部を改正することについて

- 日程 5 議第 30 号 令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号について
- 日程 6 議第 31 号 令和 2 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号について
- 日程 7 認第 1 号 令和元年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 8 認第 2 号 令和元年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 9 認第 3 号 令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 10 認第 4 号 令和元年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 11 認第 5 号 令和元年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 12 認第 6 号 令和元年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 13 認第 7 号 令和元年度吉野町水道事業特別会計の剰余金処分及び決算の認定について
- 追 加 議 案 等
- 日程 14 発議第 5 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程 15 議第 32 号 吉野町小中一貫教育校新校舎等建設工事請負契約の締結について
- 日程 16 同第 16 号 吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程 17 同第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程 18 同第 18 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程 19 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

藪坂議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 9月3日の本会議で、各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。

まず、総務文教厚生委員会 西澤巧平委員長をお願いします。

西澤議員

本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託されました議案等の審査並びに結果につきましてご報告申し上げます。

当委員会は、9月4日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず、議第27号「吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについて」は、公職選挙法の改正により、選挙公営制度の対象が、市と同様に町村の選挙にも拡大されたことにより、町議会議員選挙及び町長選挙の選挙運動用費用の公費負担について条例で定めるものであり、規定する内容は、選挙の立候補者の選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ作成、選挙運動用ポスター作成費用の候補者一人当たりの公費負担限度額を定めるものであるとの説明を受け、異議無く本条例制定案を承認することにいたしました。

次に、議第28号「吉野町税条例の一部を改正することについて」は、地方税法等の改正に伴う条例改正であり、主な改正内容は、たばこ税において軽量の紙巻たばこの本数算定方法の改正、個人住民税において、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦・寡夫控除の見直しや新型コロナウイルス感染症に係る寄付金税額控除の特例の創設、並びに住宅借入金等特別税額控除の特例延長等の条例改正であるとの説明を受け、異議無く本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第29号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」は、住民基本台帳法及びいわゆるマイナンバー法の改正に伴う条例改正であり、主な

改正内容は、法改正により住民票の除票の写し、戸籍の附票の除票の写し及び除票記載事項証明書が改めて明確に規定されたことに伴い、その写しなどの発行業務に関する手数料を条例上の規定方法の見直し、並びにマイナンバーを通知する通知カードの廃止に伴い、通知カードの再発行業務がなくなったため、再発行業務に関する手数料の規定を削除する条例改正であるとの説明を受け、異議無く本条例改正案を承認することといたしました。

また付託議案以外に町当局から、「防災行政無線のアナログ様式の周波数の停波に伴う今後の対応について」、「新型コロナウイルス感染症対策施策の進捗状況について」の説明及び報告を受けました。

次に、未だに収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症により、経済的・社会的に甚大な影響を受け、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、本町を含め今後の地方財政においては厳しい状況になることが想定されます。この国難の状況下で地方財政の急激な悪化に対する地方税財源の確保は、当然ながら国の責務であり内閣総理大臣や関係省庁の大臣並びに衆参両院の議長にあて送付する「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を後刻、議員提案させていただくことになりました。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上が当委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、当委員会所管事項について継続して審査できるよう申し出いたしまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。

藪坂議長

ありがとうございました。消毒をお願いします。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアルコール消毒を実施)

藪坂議長

続いて、産業建設委員会 野木康司委員長をお願いします。

野木議員

産業建設委員会、委員長報告を行います。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託された議案等はございませんでしたが、調査・審査の結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、9月7日午前10時から理事者に出席を求め、開催をいたしました。

本定例会においては、これから申し上げる6つの事業等について、理事者に報告を求め審査等を行いました。

1点目は、「新たな吉野山観光周遊システムの構築・推進事業について」

2点目は、「吉野山ビジターセンターの将来の活用方法について」の検討状況

3点目は、「吉野万葉整備活用基本計画について」

4点目は、「吉野見附三茶屋について」

5点目は、7月30日に開催されました「第2回吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会について」

6点目は、8月19日開催されました水道サミットにおいて検討された「県域水道一体化の推進について」の6点であります。

それでは、これより順次ご報告申し上げます。

まず、1点目に「新たな吉野山観光周遊システムの構築・推進事業について」報告を受けました。

本事業については、2年前の平成30年9月開会の第3回議会定例会会期中の当委員会において、当時平成29年4月から既設ロープウェイ事業者さんが長期間運行されていない状況であったことから、吉野山観光協会会長さん他2名より「吉野駅からの新たな二次交通の構築についての要望書」が提出され、その要望主旨及び内容である二次交通の充実が必須であることから異議無く採択し、加えて二次交通の構築・推進に向けて関係機関からのご支援や規制緩和や許認可の弾力的な運用などへのご理解を賜るため、本町議会から「新たな吉野山観光周遊システムの構築・推進への決議」をする事とし、本会議において両案について可決、採択となり、以降理事者側において事業計画策定することとなりました。その後は、議会定例会ごとに当委員会において進捗状況の報告を

受け、令和元年6月開会の第2回議会定例会会期中の当委員会においては、当委員会から、全体事業費はかなり高額となることが想定されるので、イニシャルとランニングのコストを精査することはもちろんであるが、クラウドファンディングなどの資金調達方法や事業主体をどのような形で展開するかを含め、十分精査し事業計画の策定に努めていただくよう求めたところであります。

また、以降の議会定例会会期中の当委員会において進捗状況の報告を受けましたが、具体的な事業方法、事業費、事業主体の報告もなく、本年6月開会の第2回議会定例会会期中の当委員会において、初めて、新たな観光リフトを整備するという「新たな観光リフト整備計画（案）」が示され計画内容の詳細説明を受けたところ、整備する乗り継ぎを含めたリフト5本の設置に要する費用が約22億円、運営に要する費用がリフト1本当たり年間5,000万円という多額の費用が必要となり、しかもその事業の事業主体が吉野町となっていること。この事業計画の検討を開始した平成30年9月当時は、既設ロープウェイ事業者さんは運行されていなかったが、平成31年3月には運行を再開され、当時と状況が異なっていること。また、今後進めていかなければならない事業に係る財政負担と未だに収束しない新型コロナウイルス感染症に対する対策事業費にも今後いくらの費用が必要となるか、明確な数値が予測されないこと。そしてなにより新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」がどのように定着し、それがどのように来訪者の動向とニーズに影響や変化をもたらすかが想定されないことなどから、現在の状況を勘案しもう少し慎重に着実に一步一步検証し、進めていく必要があることから、新たな吉野山観光周遊システムの構築・推進については再スタートを求めたところです。

本定例会における当委員会では、本年6月以降の検討経過の報告とこれまで検討を重ねてきた観光リフトを整備するという「新たな観光リフト整備計画（案）」については、断念しご支援をいただいていた奈良県にも連絡したとの報告を受けました。

当委員会は、本町の基幹産業の1つである観光産業において、世界的な観光地である「世界遺産吉野山」を中心とした、環境に優しい持続可能な観光周遊

ネットワークの構築・推進は必ずや吉野町の発展に繋がるものであることから、引き続き地域住民の方々と共に事業に取り組んでいただきたいと求めました。

2点目に、吉野山ビジターセンターの将来の活用方法についての検討状況の報告を受けました。

吉野山ビジターセンターは平成25年4月から本年3月末までの7年間、公の施設の指定管理者制度により「宗教法人金峯山寺」に管理運営をいただき、本年3月開会の第1回議会定例会会期中の当委員会において、4月以降についても指定管理者制度による管理運営をすることの議案の審議において、変化の激しい時代となっている事などから、柔軟に対応できるよう指定管理の機関を再検討していただくよう求め、期間を令和3年3月末までの1年間とし、継続し「宗教法人金峯山寺」に管理運営をいただいているものであります。

本定例会における当委員会では、令和3年4月以降のビジターセンターの将来の活用方法について、指定管理や譲渡等についての検討状況の報告を受けました。

まず施設譲渡について、無償による譲渡は譲渡先が地方公共団体以外には行えない。また譲渡以外の方法として、今年度末まで管理運営をいただいている「宗教法人金峯山寺」との協議、また世界遺産吉野山として、来訪される方や地元吉野山にとっても有効な利活用の方法など、ビジターセンターの今後のあり方について、現在も継続して検討を行っているが、建物本体が昭和53年建築で建築後40年以上経過し、経年劣化していることや耐震性が不透明であることから、将来の活用方法検討の課題となっているとの報告を受けました。

当委員会からは、検討時の課題となっている耐震診断の着手、またそれと並行し、40年以上前に吉野山に来訪される方々に吉野の歴史と自然をお伝えすることを目的として設けられた「吉野山ビジターセンター」の今後の役割と果たすべき使命を含め、引き続き検討いただき改めて報告いただくことを求めました。

3点目に、「吉野万葉整備活用基本計画について」報告を受けました。

本計画は、宮滝遺跡の整備事業を進めるにあたり、既に策定されている基本

構想に基づき策定される計画で、整備する遺跡がどのような遺跡かといった情報や遺跡を取り巻く諸条件を整理し、遺跡整備事業の事業内容、その実現の方法、課題等や遺跡の整備事業に関する基本的な考え方や方針等についてまとめた計画であり、「史跡宮滝遺跡の現状と課題、その対策」、「事業の理念と基本的な考え方」、「遺跡を保存していく方法」、「今後の遺跡の活用」、「遺跡を整備するにあたってのエリア分けや具体的な整備の手法、整備後の現時点でのイメージ」及び「遺跡整備時と整備後の運営体制」が項目ごとに計画内に整理されており、今後のスケジュールとしては、令和3年度に「基本設計の策定」、令和4年度に「実施設計の策定」、令和5年度に「工事着手」する予定であるとの報告を受けました。

4点目に、吉野見附三茶屋について、昨年9月開会の第3回定例会会期中の当委員会以降の検討状況について報告を受けました。

まず、本件についてもその経緯として、前回の当委員会での吉野見附三茶屋についての審査結果について改めてご報告申し上げ、そののち、本定例会での審査結果についてご報告申し上げます。

昨年9月開会の第3回定例会会期中の当委員会では、吉野見附三茶屋の運営状況について、施設の使用状況や施設内の民間事業者の設置機器等の状況や当初事業に要した国の補助金による制約についての報告を受け、昨年9月時点での産業建設委員会としての方針は「廃止する」と決定し、理事者側に委員会の意思を伝え、廃止の方向で検討するように求めるとともに、三茶屋を拠点として活動している関係団体、また借地利用させていただいている土地の所有者の方に対して、行政としての方向性を説明し、ご理解いただいた上で新たな活用提案等がなされた場合は、改めて委員会にて説明していただくよう理事者側に申し入れる」という内容が委員会での決定事項で、本会議において当時の産業建設委員会委員長であった現中井町長から委員長報告がなされました。以上が前回の当委員会での吉野見附三茶屋についての審査結果であります。

本定例会における当委員会では、理事者側よりまず、吉野見附三茶屋の用地の土地所有者の方や現在利用させていただいております団体の皆様方のご意向に

ついて報告を受けました。

土地所有者の方へは、町としては今後の使い道が決まらない以上、維持管理経費を負担して施設運営をすることや、土地の賃借や購入は困難であることを説明させていただき、令和3年3月末で賃貸借契約を終了させていただきたい旨のお伝えしご理解賜り、加えて地域の活性化に繋がるのであれば、以後は無償で土地を使用させていただけるというありがたいお言葉をいただいたとの事です。現在利用させていただいております団体の皆様には、土地の所有者様のご意向と、町としては、この施設にこれ以上の経費をかけることができない事を前提にご説明申し上げ、団体の皆様からは、建物が残るのであれば、継続して活用したい。解体された場合においても、この場所で活動を続けたいのでトイレの設置はお願いしたいとのご意見をいただいたとの報告を受けました。また、推進主体として三茶屋自治会、賛同団体として中竜門区長会・中竜門自治協議会の連名で、貸農園の休憩場所とライダーズカフェとして施設を活用し、地域のイベント開催場所としても引き続き利用したいので三茶屋自治会が管理を行いたいとの提案をいただき、ランニングコストや施設管理費用の捻出方法について伺ったところ、町としては、事業の持続性に心配が残ることや、実施主体が三茶屋自治会の単独となっているところを中竜門区長会と中竜門自治協議会と連携した形で事業を実施するのが良いのではないと話をさせていただいたとの報告を受けました。

次に、吉野見附三茶屋の令和元年度収支決算が示され管理運営コストが年間320万7,904円、収入が年間58万4,000円であり、借地料が無くなる無償貸与となった場合の管理運営コストは年間約140万円であり、維持管理を継続した場合の想定される修繕としては、空調機器は家庭用空調機器を除く施設内の空調用室内機22基、室外機5基が故障し、機器自体が古く修繕不可能であるため、新規設備への交換が必要であること、トイレの和式大便器5基の洋式化と老朽化している洋式大便器2基及び小便器5基の改修、その他施設の屋根、外壁、内装などの修繕や駐車場アスファルトの補修などが必要となることの報告を受けました。なお、公衆トイレ改修費用については、吉野見附三茶屋の半分程度

の規模の公衆トイレにおける平成 29 年度の改修経費が約 360 万円であったことが説明資料に明記されておりました。

また、施設撤去工事費については、撤去後の不用品や既存ごみ類等の撤去、配水管等の地中埋設物などの撤去費用を除く、直接的な建物解体及び更地に要する費用は概算設計額で 3,368 万 2,000 円であると説明資料に明記をされておりました。

当委員会では、「中竜門地区の住民の集いの場所として再考出来ないか。」「たとえ行政といえども目的をもって設置された施設は、目的達成後の利活用が望めない施設は廃止、コスト管理からも撤去するのが本来である。特に吉野見附三茶屋は早々に目的達成を断念し、目的を見失った施設を維持しているから現在の理事者側も苦勞しているのではないか。」「町が改めて利活用の方向性を検討するにしても施設用地の権利関係が整理できていない状況では今後の利活用も検討できない。」「用地の権利関係を整理してからでないとしつくり検討もできない。」などの意見が交わされました。

吉野見附三茶屋は、今から 24 年前の平成 8 年 4 月に町内の就労機会の拡大と町の農林産業の振興と活性化を図るための施設とし開設されましたが、計画策定当初の見込みが甘かったのか、事業推進の方法に誤りがあったのか、現時点では精査もできませんが、設置後数年で事業が進まなくなり、以降は観光振興の方向からの利活用、その次に教育の方向から、その後また観光振興の方向からと数年ごとに多方面から利活用を検討し、その間、数多くの職員さんが頭をひねり、知恵を絞り、努力いただけてきました。このような経過を辿ってきた施設であり、現時点においても今後の持続可能な利活用を見出す事ができない状況では、昨年 9 月時の産業建設委員会の意思決定である施設の廃止、いわゆる廃止施設の維持継続と維持のための借地料などの維持費用の支出は考えられないことから「施設の撤去」の方向を継承することについて改めて採決を行い、賛成多数をもって施設の廃止の委員会意思を確認し、町当局に伝えしました。

5 点目に、7 月 30 日に開催されました第 2 回吉野町における一般廃棄物処理

のあり方検討委員会の報告を受けました。

第2回においては、「第1回検討委員会での確認事項」及び「吉野町における今後のごみ処理の方法について」、並びに「可燃ごみの処理方法」を議題として検討され、可燃ごみの処理方法について第1回の内容について踏み込んで、「町単独での新処理施設の整備」及び「民間事業者や他の自治体への委託処理」、並びに「新たな広域・共同処理」についても検討され、現在本町の可燃ごみは樫原市に受け入れていただいているが、その期限など様々な質疑や意見が熱心に交わされたとの報告を受けました。

尚、委員会審査の経過は前後しますが、当委員会開催の冒頭に町長から、本町の可燃物ごみを受け入れていただいている樫原市の9月4日開催の市議会厚生委員会において、吉野町広域行政組合で処理していた吉野町、川上村及び東吉野村の可燃ごみの受入期限について、令和6年3月末までに3年間延長する方針を明らかにされたとの報道があった事について報告を受けました。

6点目に、8月19日に開催されました、水道サミットにおいて検討された「県域水道一体化の推進について」報告を受けました。

内容としては、一体化に伴い市町村域を超えた投資最適化が推進され、その結果、水道料金の上昇抑制、老朽化施設の更新促進がなされ、運営体制の強化が図られる等の「県域水道一体化のメリット」や一体化による「市町村浄水場の集約」、並びに「市町村間の水道の給水単価と供給単価」や「資産引継ぎの考え方」及び「今後のスケジュール」について報告を受けました。

以上が当委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中につきましても、当委員会所管事項について、継続して審査できるよう申し出いたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。

藪坂議長

ありがとうございました。消毒をお願いします。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、

演台・演台上マイクのアアルコール消毒を実施)

続きまして、予算決算特別委員会 山本義史委員長にお願いします。

山本義史
議員

予算決算特別委員会の委員長報告をいたします。

本定例議会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は9月8日、9日午前10時から理事者に出席を求め、開催いたしました。

まず議第30号「令和2年度吉野町一般会計補正予算（案）第6号について」は、補正規模は2億750万8,000円の増額で、予算総額を74億186万1,000円とし、地方債の補正は、限度額の変更で「空家改修」を250万円増額し、550万円に、「消防施設整備」を900万円増額し、2,210万円に、「臨時財政対策債」を425万円増額し、1億543万3,000円に変更するものであり、歳入の補正は、普通交付税の交付決定に伴う「地方交付税」2億4,252万9,000円の増額と、この地方交付税増額に伴い各種の事業財源として予定していた「財政調整基金からの繰入金」の1億734万6,000円の減額、及び新型コロナウイルス感染症対策としての「地方創生臨時交付金」9,462万2,000円、「社会経済回復奈良モデル応援補助金」295万円、並びに「住民基本台帳システム改修費補助金」1,210万円の増額等であり、歳出の補正は、「新型コロナウイルス感染症対策費」として総額9,757万2,000円を計上し、主な内訳としては感染症対策消耗品、備品購入による感染症対策環境整備費「災害対策事業」1,795万円、買い物支援事業用車両購入に伴う補助金として「社会福祉協議会負担金」450万円、コロナ対策として事業者の皆様が高評価をいただいている感染症対策を実施している企業への生産性向上応援補助金の追加分として「事業所継続応援事業」6,000万円、子どもたちの好奇心、学習意欲を高めるために外部人材やコンテンツを活用したオンライン特別授業実施費用として「ICTを活用した学びの意欲向上事業」400万円及び「語学指導外国人招致事業」301万7,000円などの増額、また新型コロナウイルス感染症の影響で事業やイベントが実施できなくなった7事業、

総額 7,036 万 5,000 円の減額、新型コロナウイルス感染症関連以外には、「吉野山地内防火水槽整備工事に伴う設計委託及び工事費」1,050 万 5,000 円、「住民票の写し等のコンビニ交付サービス導入に伴う電算システム改修費」1,220 万 7,000 円、及び「財政調整基金等への基金積立金」1 億 5,000 万円の増額、並びに「職員の人事異動等に伴う職員給与費」787 万 9,000 円の減額等であるとの説明があり、審査の結果、当委員会は本補正予算（案）を承認することと致しました。

次に、議第 31 号「令和 2 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号については、保険事業勘定の補正であり、歳入は「前年度からの繰越金」3,774 万 4,000 円で、歳出は「令和元年度国庫及び県費補助金確定に伴う返還金」1,881 万円と、繰越金の残額を基金積み立てするための「財政調整基金積立金」1,893 万 4,000 円の増額であるとの説明があり、当委員会は本補正予算（案）を異議無く承認することと致しました。

次に、認第 1 号「令和元年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、歳出総額 59 億 8,048 万 9,837 円であり、各担当参事、課長等から項目ごとに事業内容や成果、並びにそれに伴う決算状況について説明を受け、審査致しました。

当委員会においては、令和元年度の決算における行政効果を改めて検証し、その検証結果に基づき事業本来の必要性を精査した効率的な予算執行に努めていただくよう求めるとともに、審査結果については、次年度の予算編成においても、限られた財源に真に今必要とされる事業重点配分するため、選択と集中を念頭におき取り組まれたいとの意見などが交わされ、審査の結果、当委員会は本決算を認定することと致しました。

次に、認第 2 号「令和元年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、保険税、県支出金及び各繰入金の歳入、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、特定健康診査等事業などの保険事業費等の歳出で実質収支は 7,403 万 9,000 円の決算であるとの説明があり、審査の結果、当委員会は本決算を認定することと致しました。

次に、認第3号「令和元年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、保険料や繰入金等の歳入、後期高齢者医療広域連合納付金等の歳出で、実質収支52万7,490円の決算であるとの説明があり、当委員会は本決算を認定することと致しました。

次に、認第4号「令和元年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、保険事業勘定の実質収支は、3,774万3,077円、サービス事業勘定の実質収支は0円で、保険事業勘定における「居宅介護サービス」及び「施設介護サービス」等の給付事業、並びに「特定入所者介護サービス事業」等の執行状況、サービス事業勘定における「介護予防支援事業」等の執行状況について説明があり、当委員会は本決算を認定することと致しました。

次に、認第5号「令和元年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、下水道使用料や一般会計繰入金などの歳入と流域下水道維持管理負担金を含む公共下水道の維持管理事業や公共下水道建設事業などの執行状況について説明があり、審査の結果、当委員会は本決算を認定することと致しました。

次に、認第6号「令和元年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、実質収支は819万7,485円であり、香東地区農業集落排水事業に係る使用料及び奈良県基盤整備促進事業交付金等の歳入と施設管理費及び公債費等の歳出であるとの説明があり、審査の結果、当委員会は本決算を認定することと致しました。

次に、認第7号「令和元年度吉野町水道事業特別会計の剰余金処分及び決算の認定について」は、収益的収入は3億3,242万4,422円、収益的支出は、3億6,200万1,623円であり、業務量は、給水人口6,732人、給水戸数4,595戸、有収率86.70パーセント、主な建設改良工事としては、「山口配水池から平尾配水池間送水管布設工事」4,200万8,760円及び「飯貝浄水場取水ポンプ更新工事」1,122万円等を行ったとの説明を受けました。また、年度末の剰余金計算書において未処理欠損金は、1億1,484万8,631円であるとの説明があり、審査の結果、当委員会は本決算を認定することと致しました。

以上、本委員会に付託されました、議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

藪坂議長

ありがとうございました。

上程議案の採決に入ります。

日程2 議第27号「吉野町議会議員及び吉野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについて」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程3 議第28号「吉野町税条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程4 議第29号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 5 議第 30 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算 (案) 第 6 号について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、討論を終わりおはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 6 議第 31 号「令和 2 年度吉野町介護保険特別会計補正予算 (案) 第 1 号について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、討論を終わりおはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 7 認第 1 号「令和元年度吉野町一般会計歳入歳出決算の認定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本決算を認定することに決しました。

日程 8 認第 2 号「令和元年度吉野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本決算を認定することに決しました。

日程 9 認第 3 号「令和元年度吉野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本決算を認定することに決しました。

日程 10 認第 4 号「令和元年度吉野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本決算を認定することに決しました。

日程 11 認第 5 号「令和元年度吉野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本決算を認定することに決しました。

日程 12 認第 6 号「令和元年度吉野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本決算を認定することに決しました。

日程 13 認第 7 号「令和元年度吉野町水道事業特別会計の剰余金処分及び決算の認定について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本決算を認定することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本決算を認定することに決しました。

追加議案が出されております。

日程 14 発議第 5 号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

本案は議員提出です。提出議員の説明を求めます。

山本隆敏議員。

山本隆敏
議 員

7 番山本です。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大については、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており一定の収まりをみせていた時期もありましたが、再び猛威を振るい、連日、全国各地で新規陽性者が判明するなど、今や新たな局面をむかえていると言っても過言ではなく、住民生活への不安が続いております。

このような状況において、各地における医療提供体制の確保をはじめとした万全の感染防止対策の構築とともに、経済対策や教育・子育てへの対応など、今まで以上に対策を迅速かつ的確・協力を推進していく必要があります。

吉野町を始めとする地方自治体は、「福祉・医療・教育・子育て・防災・減災・地方創生・地域経済活性化・雇用対策」など喫緊の財政需要への対応をはじめ、このような長期化する感染症対策にも迫られておりますが、地方税の大幅な減少により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されるところです。

このため、地方財源の確保の観点から、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、国に対して、本意見書を提出するものでございます。

それでは、意見書の内容を説明させていただきます。

本意見書は、5 つから構成されておりますが、1 と 2 は、地方一般財源総額

の確保・充実についてです。

1については、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供されるよう、総論として使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源、つまり地方税の一般財源総額の確保・充実を求めたものであります。

また、臨時財政対策債につきましては、将来への負担の先送りであるため、国としては、臨時財政対策債の発行縮減等に努めていただきたいという趣旨を明示したものであります。

また、2については、一般財源総額の一つである地方交付税の総額確保を求めるものであります。

3については、予想される地方税の大幅な減少に係る補てん措置を求めるものです。具体的には、現行、減収補てん債の対象税目に地方消費税は含まれておりませんが、この減収補てん債は都道府県の基幹税であるとともに、税収の2分の1が市町村に交付される交付金であるため、財源確保等の観点から、地方消費税を含め弾力的な対応を求めるものです。

4と5は、町税源の確保の観点から、地方税に影響を及ぼす国税の特別措置と、地方税の税負担軽減措置等の政策税制の整理縮小を求めるものです。

4については、地方税の確保の観点から、税負担軽減措置等を縮小し、新設・拡充・継続する場合は精査の上で厳格に判断することを求めるものです。

また、5については、4の具体であり、町の基幹税である固定資産税を明示するとともに、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられている固定資産税の特例措置については、臨時・異例の措置としてやむを得ないものとは考えておりますが、地方自治の観点からも本来は国庫補助金等によって対応すべきものであるため、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了することを求めるものです。

以上の内容で、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

なお、意見書の提出先につきましては、裏面に記載しております衆参両院議長及び内閣総理大臣を含め以下列記しております国務大臣です。

今、まさにわが国の総理大臣になられるであろう、自由民主党の総裁選挙が

行われております。その候補者の1人の方が、「国の基本は、自助・共助・公助です。人と人との絆を大切にし、地方の活性化、人口減少、少子高齢化等の課題を克服していくことが、日本の活力につながるものと確信しています。」と述べられています。「地方の活性化」、「人口減少」、「少子高齢化」まさに私たち吉野町の課題を主体に取り組みようとして今、この吉野町から意見書を提出し、働きかけることは、大変意義のあるものであると思います、本日提出いたしました。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提出議員の説明とさせていただきます。

藪坂議長

賛成議員の説明を求めます。

下中議員。

下中議員

2番下中でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の賛成議員の1人として賛成意見を述べさせていただきます。

福祉、学校教育、消防や道路等の社会基盤の整備を始めとした住民生活に密接に関連する行政サービスはその多くが地方公共団体の手で実施されており、その行政サービスの安定的な提供には、地方公共団体の財政基盤を確立させる安定的な地方一般財源総額の確保・充実は不可欠なものとなります。

その一般財源総額の1つである地方交付税の総額確保は極めて重要なものの1つです。

本町の令和元年度一般会計決算における地方交付税額は約26億3,800万円で歳入総額の約42パーセントを占めております。もし、この地方交付税が令和3年度に大幅に削減されたら、町の財政状況は急激に悪化し、行政サービスの安定提供に影響を及ぼすことにもなりかねません。

地方交付税の性格は、本来地方の税収入とすべきであるが団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定水準を維持しうるよう財源を保障する

見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再分配する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」という内容の発言を平成 17 年 2 月 15 日の衆議院本会議において小泉総理大臣が答弁されており、地方交付税は行政サービスが提供できるよう財源を保証するためのもので、地方の固有財源であり、私たち吉野町にとりましては固有財源ともとれます。

この固有財源である地方交付税を確保・充実を含む地方税財源の確保を求める意見書は、まさに、地方議会が与えられた意見書提出の権限を行使しなければならない、むしろ地方議会人としての義務ではないかと考え賛成意見を述べさせていただきました。

7 月 31 日閣議後の高市総務大臣の記者会見において、「令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入実績が基準財政収入額を大幅に下回るおそれがあり、地方税収の状況の把握に努め、今後、地方団体の財政運営への影響を踏まえながら、減収補てん債の対象税目について検討する。」とコメントをされました。

意見書の 3 の地方税の大幅な減少に係る補てん措置についての減収補てん債の対象税目に地方消費税を含め弾力的な対応の要望の件ですが、少し希望が見えましたが、まだまだ次年度の地方税財源の確保が全て担保されたわけでもありません。

幸いにも、地方財政担当の総務大臣は奈良県 2 区選出の高市早苗大臣です。当然ながら本意見書が可決すれば、高市総務大臣にも届きます。また、その県内には私たちの思いを届けていただける 6 名の国会議員の方もおられます。本意見の提出に加え、町議会が一丸となって、地元選出の国会義委への要望を求め、あらゆる方面へ積極的に対応するという決意を込めて本意見書の賛成意見とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

藪坂議長

おはかりします。

本案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第5号について委員会の付託を省略することに決しました。

本案は、提出議員を含め全議員の同意を得ておりますので質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第5号について、直ちに採決することに決しました。

おはかりします。

本案を、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

早速、関係官庁へ送付することにいたします。

日程 15 議第 32 号「吉野町小中一貫教育校新校舎等建築工事請負契約の締結について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

上林教育次長。

上林教育
次 長

はい。それでは、議第32号につきまして議案書に基づきご説明をさせていただきます。

1. 工事名「吉野町小中一貫教育校新校舎等建設工事」、2. 契約の方法「一般競争入札による契約」でございます。

3. 契約金額「12億2,100万円」でございます。内消費税額に相当する額「1億1,100万円」でございます。4. 契約の相手方「住所：奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本 1589 番地」「氏名：株式会社森下組 代表取締役社長 森下秀城」

工期・着工「本契約締結の翌日」竣工「令和3年10月31日」支出科目「令和2年度一般会計第9款：教育費、第1項：教育総務費、第3目：教育振興費、第14節：工事請負費」でございます。

次ページに工事請負の仮契約書を添付してございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

(「 質 議 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって議第32号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第32号「吉野町小中一貫教育校新校舎等建設工事請負契約の締結について」意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案を可決することに決しました。

日程16 同第16号「吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

山口昇氏についてご紹介をさせていただきます。

なお、経歴につきましては、議案書に記載させていただいております。

山口昇氏は、平成 28 年 10 月に吉野町教育委員会委員に就任され、この任期中に吉野町教育振興基本計画の策定、また小中一貫教育基本方針の策定をはじめ、小中一貫教育の推進にご尽力されました。またこれまで小名区自治会長や中竜門地区人権のまちづくり推進協議会会長を歴任されると共に、町内児童の皆さんが日頃お世話になっている方へ感謝の気持ちを葉書に書いてもらい、便りを送る感謝プロジェクトを継続して展開されております。これまで培われた豊富な経験と知識を活かし引き続き教育委員として活躍いただけると確信しております。どうか皆様方のご同意の程よろしくお願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします、本件を同意することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件を同意することに決しました。

日程 17 同第 17 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

(「 は い 」 の声あり)

中井町長。

中井町長

皆地良祐氏のご紹介をさせていただきます。

なお、経歴につきましては、議案書に記載させていただいております。

皆地良祐氏は、吉野町都市計画審議会委員、吉野町社会教育委員等を務めていただき、町行政並びに教育行政に多大なご尽力をいただいております。

また、平成19年7月から吉野町人権のまちづくり推進協議会事務局次長として、本町の人権のまちづくりにご尽力されています。これまでの多方面にわたる知識と経験を活かし、人権擁護委員としてもご活躍いただけると確信しており、人権擁護委員候補者として推薦することにご同意の程よろしくお願いたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、討論を終わります。

おはかりします、本件を適任とすることにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件を適任とすることに決しました。

日程18 同第18号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中井町長。

中井町長	<p>松尾吉晃氏のご紹介をさせていただきます。</p> <p>なお、経歴につきましては、議案書に記載させていただいております。</p> <p>松尾吉晃氏は、吉野町有線テレビ放送番組審議会委員、吉野町商工会理事、奈良県遺族会青年部常任委員等を歴任され各方面でご活躍いただいております。また、龍門人権のまちづくり推進協議会事務局長として、人権を基盤に捉えた地域づくりにご尽力いただいております。</p> <p>これまでの多方面にわたる知識と経験を活かし、人権擁護委員としてもご活躍いただけると確信し、人権擁護委員候補者として推薦することにつき同意の程よろしく願いいたします。</p>
藪坂議長	<p>中井町長の説明を終わります。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>上滝議員。</p>
上滝議員	<p>5番上滝です。</p> <p>今、町長の方から説明がございましたが、人権擁護委員とは何なのか。簡単に説明をお願いします。</p>
藪坂議長	<p>上滝議員。今は。</p> <p style="text-align: center;">（ 「質問やろ」 の声あり）</p> <p>質問なんですけれども。制度そのものについてのご質問でございますね。</p> <p style="text-align: center;">（ 「そうそう」 の声あり）</p> <p>人に対してではないですね。</p> <p style="text-align: center;">（ 「違いますね」 の声あり）</p> <p>はい。中井町長。</p>
中井町長	<p>人権擁護委員というのは、人権擁護委員法に基づき市町村の区域に配置する。市町村長が候補者として推薦した者の中から法務大臣が依属しております。</p>

候補者推薦にあたっては、この制度の中ですけれども市町村議会の意見を聞くことが求められているということでございます。

その中で、細かいこと、参考でございますけれども、委員は任期は3年で、職務を要する費用、弁償される費用は支給されない、ボランティアとしてご活躍いただきます。ただここからですけれども、さまざまな今、社会問題、ネット社会の中で色々な豊富な知識とそして経験と、様々な対応が求められておりますので従来の人権擁護委員としての知識ではなく、さらにスキルを高めてもらうというのが、これからの人権擁護委員として相応しい人になってくるのではないかなと、私自身は思っております。

藪坂議長

上滝議員。

上滝議員

私は、候補者に対して問題はないんですけれども。

人権擁護委員という役割は何なのかと聞いたつもりでございます。

コロナの中で、誰かがなったら「あの人コロナになって出ていけ」とか、あるいはつい最近「めくらばん」というような話も出たけども、そういう差別用語がまだあるということは、まだ差別が温存しておると。こう私は思うんです。そんな中で、町長、副町長でもよろしいが、役割を簡単に言うことの説明が必要ではないかという思いで言ったんですけれども、また勉強しといてください。以上。

藪坂議長

ほかに質疑ございますか。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

では、先ほどの意見が出たんですけれども、ほかになかったらこれで討論を終わります。

おはかりします。本件を適任とすることにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件を適任とすることに決しました。

日程 19 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」

それぞれの委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますが、これにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よってそれぞれの委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

本定例会に付議されました議案の審議はすべて議了いたしました。

おはかりします。これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長さんのごあいさつをお願いします。

中井町長

閉会にあたりひとことごあいさつを申し上げます。

9月第3回の吉野町定例議会、上程いたしました議案すべてご承認いただきまずは感謝申し上げます。9月議会はご存知のとおり元年度の決算認定を含め各委員会におきましても、非常に各委員さん、活発にいろいろな角度からご意見をいただきました。特に決算認定におきましては、昨年度の事業、そして今これから進めようとしている事業の中で選択と集中を図って今必要なものを優先的にしていくよういろいろな角度からも意見をいただきました。今後の事業、進捗にあたりましては、そういった議員各位の意見をしっかりと踏まえながらまた来年度予算編成に向けても歩んで参りたいと思います。特にコロナの中でございます。いろいろな社会環境が変わる中で様々なやるべき事業、廃止するべき事業、そういった視点の中で進めていくことが町民の皆さん方の不安を払しょくする、幸せに繋がると確信しております。特にコロナに関しましては、

補正予算でお認めいただきました事業につきましては、すぐに着工できるものはスピード感をもって対応し、そして今後まだまだコロナとの闘い、そしてまたアフターコロナではなくウィズコロナ時代を生き抜くという視点の中で様々な事業を展開していきたいと思っております。これからは、秋から冬にかけてインフルエンザ等々が流行る時期でもあります。また議員の皆様方には今、このコロナとインフルエンザの2つがですね、併用する季節になって参りますので町民の皆さんの命、安全を守るための助成制度もまた議員の皆さん方に提案をして参りたいというふうに思います。コロナ交付金に関しましては、今、必要なものを今のタイミングで打って出れるような政策をしていきたいと思っておりますし、その都度議員の皆さん方には臨時議会等々、またお時間を頂くことになるとは思いますけれども何とか議会、そしてまた行政、町民一体となってこのコロナを乗り越えて参りたいと思っておりますので引き続きご指導、ご支援の程よろしくお願ひしまして閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

藪坂議長

皆様の真剣なご審議によりまして、全議案を議了することができました。

ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

これをもちまして令和2年第3回吉野町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 4時21分 閉会)